昭27.2.16.

官報

毎日文書
第四種郵便物認可
昭和二十五年三月三日

主要目次

府令
○人権擁護委員協議会及び人権擁護委員協議会連合会組織規程の一部改正　三四一頁
省令
○運輸省組織規程の一部改正　三四一
○運輸審議会一般規則　三四一
告示
○昭和二十六年電波監理委員会告示第三百四十二号の無線局の呼出符号等変更　三四四
○無線局承認　三四四
○無線局免許　三四五
○鉱区禁止地域指定請求（岐阜県）　三四六
○日本国籍離脱者　三四七
○社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定　三四八
○株式会社千葉興業銀行の銀行業を営む免許等　三四八
○連合国財産管理人解任　三四八
○連合国財産の譲渡し、引渡し命令　三四八
○昭和二十七年四月期海員養成所入所生徒の募集要領　三四九
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項　三四九
○五円（船と南十字星）及び十円（地球と北斗七星）の郵便切手発行　三五二
○万国郵便連合加入七十五年を記念して特殊通信日附印使用　三五三
○由利院内郵便局に電話交換業務開始　三五三
○松尾郵便局等に電話通話事務開始　三五三
○富山特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　三五三
公共企業体事項
○北條線網引・法華口間に田原停車場設置　三五五

府令

◉**法務府令第十一号**

人権擁護委員協議会及び人権擁護委員協議会連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十六日

法務総裁　木村篤太郎

第九條第二項中「当該連合会に所属する協議会を代表する者のうちから、」を「当該連合会に所属する協議会の常務委員のうちから、」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

◉**運輸省令第七号**

運輸省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十六日

運輸大臣　村上　義一

運輸省組織規程の一部を改正する省令

運輸省組織規程（昭和二十四年省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「七課及び一室」を「六課及び二室」に、「審理課」を「涉外課」、「涉外課」を「審理官室」、「考査室」を「考査室」に改める。

第五條の三を削り、第六條の二を第六條の三とし、第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二　審理官室においては、左の事務をつかさどる。

一　運輸審議会件名表に関すること。

二　運輸審議会の行う公聴会に関すること。

三　審理報告書、答申書及び勧告書の処理手続に関すること。

四　運輸審議会への申立書の接受に関すること。

五　運輸審議会の行う調査及び研究の資料の取りまとめに関すること。

六　前各号に掲げるものの外、運輸審議会の庶務に関すること。

2　室長は、運輸大臣が審理官の中から指名する首席審理官をもつて充てる。

3　首席審理官は、審理官の事務の総合調整に関することをつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**運輸省令第八号**

運輸省設置法第十八條の規定に基き、及び同法を実施するため、運輸審議会一般規則を次のように定める。

昭和二十七年二月十六日

運輸大臣　村上　義一

運輸審議会一般規則

目次

第一章　総則（第一條―第七條）
第二章　会議（第八條―第十一條）
第三章　事案の取扱（第十二條―第二十九條）
第四章　公聴会
第一節　通則（第三十條）
第二節　開催手続（第三十一條―第四十條）
第三節　事実の審理（第四十一條―第五十四條）
第四節　審理報告書（第五十五條・第五十六條）
第五節　再審理（第五十七條―第五十九條）
第六節　主宰者の特例（第六十條―第六十三條）
第五章　道路運送審議会との間の事案の取扱（第六十四條・第六十五條）
附則

第一章　総則

（公聴会主義の原則）

第一條　運輸審議会は、事案に関し、できる限り公聴会を開き、公平且つ合理的な決定をしなければならない。

（あて先）

第二條　運輸審議会の事務に関する通信は、運輸審議会が別に定める場合を除く外、東京都運輸省にあててしなければならない。

（期間の計算）

第三條　期間の計算は、民法の規定による。但し、期間の末日が日曜日、国民の祝日、一月二日、三日及び十二月二十九日、三十日、三十一日にあたるときは、これを期間に算入しない。

（公示方法）

第四條　運輸審議会が公示する事項は、第二十二條、第三十一條及び第四十條の規定による外、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。

（利害関係人）

第五條　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号。以下「法」という。）第十六條の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、左の各号の一に該当する者をいう。

一　許可、認可、免許若しくは特許の申請者又は訴願を提起した者（以下「事案の申請者」という。）

二　事案において、認可、免許若しくは特許の取消、事業若しくは営業の停止、登録の拒否若しくは取消その他の処分を受ける対象となつている者

三　事案の申請者と競争の関係にある者

四　運賃、料金、料率又は約款の変更を請求した者

五　港湾管理者の設立に関する調停を受ける者

六　前各号に掲げる者の外、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

2　法第十六條の四の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、前項各号に掲げる者のうち公聴会において公述した者をいう。

（翻訳）

第六條　運輸審議会に対し国語でない文字による文書を提出しようとするときは、これを翻訳し、且つ、その翻訳が原文と同一の意味のものである旨を記載した文書を添附しなければならない。

（業務報告書）

第七條　運輸審議会は、その業務について、左の区分により業務報告書を作成し、これを公表しなければならない。

一　週報

二　四半期報

三　年報

第二章　会議

（司会者）

第八條　会長は、運輸審議会の会議（以下「会議」という。）を司会する。

2　会議に、会長が出席しないときは会長の職務を代行する委員が会議を司会するものとし、会長及び会長の職務を代行する委員がともに出席しないときは他の委員が会議を司会することができる。

（審理官の出席）

第九條　前條の司会者は、審理官を会議に出席させて、事案につき、必要な説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

（議事録）

第十條　会議の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2　議事録には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一　日時及び場所

二　開会及び閉会の時刻

三　出席した委員及び審理官の氏名

四　出席した関係官庁の職員の氏名及び職名

五　議題

六　審議の概要

七　決議事項

昭27.2.16.　第7531号

（議事手続の細目）

第一一條　この章に定めるものの外、会議の議事に関する手続の細目については、運輸審議会が定める。

第三章　事案の取扱

（軽微な事案）

第一二條　運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。

2　運輸審議会は、事案を軽微なもの と認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものとする。

第一三條　運輸大臣は、運輸審議会があらかじめ軽微な事案に関する認定基準を定めた場合において、その基準に該当する事案について処分をしたときは、文書をもつてその旨を運輸審議会に通知するものとする。

（事案の諮問）

第一四條　運輸大臣が、運輸審議会に諮問しようとするときは、文書でするものとする。

（件名表）

第一五條　運輸審議会は、運輸大臣から諮問されたとき、及び法第七條第一項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名に番号を附し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2　運輸審議会は、前項の諮問が取り消されたとき、及び前項の調査の結果勧告の必要がないと認めたときは、当該事案の件名を件名表から削除しなければならない。

第一六條　運輸大臣は、件名表に登載された事項及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示しなければならない。

（公聴会開催の申請）

第一七條　第五條第一項に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、前條の規定による告示の日から十日以内に、左に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　事案の件名及びその番号

三　理由及び利害関係を説明する事項

第一八條　事案の申請者が、当該事案について公聴会を開くことを希望する旨をその申請書又は訴願書（以下「申請書等」という。）に記載したときは、前條の規定による公聴会の開催の申請があつたものとみなす。

2　運輸大臣は、前項の申請書等を受理したときは、諮問書にその旨を記載しなければならない。

（書面審理）

第一九條　運輸審議会は、法第十六條の規定による運輸大臣の指示又は利害関係人の申請がない場合において事案の性質上特に公聴会を開く必要がないと認めるものについては、公聴会を開かないで、当該事案の申請書等、関係官庁の提供する資料並びに法第十七條及び法第二十條第二項の規定により運輸審議会の得た資料によつて事実の審理をすることができる。

（審理の方式）

第二〇條　件名表に登載された事案の事実の審理は、左の方式によつて行うものとする。

一　運輸審議会が指名した審理官の主宰する公聴会による審理

二　運輸審議会が指名した審理官の行う書面審理

三　運輸審議会自ら又は運輸審議会が指名した委員の行う公聴会による審理又は書面審理

（諮問）

第二一條　運輸審議会は、事実の審理にあたり、当該事案に関し補足的資料を得るため必要があると認めるときは、関係人又は参考人に対し、出頭を求めて、聴問をすることができる。

2　運輸審議会は、前項の聴問を、指名した委員又は審理官に行わせることができる。

3　運輸審議会は、第一項の聴問に関し、件名、概要、関係人又は参考人の氏名、住所及び職業又は職名並びに第十條第二項第一号から第四号までに掲げる事項を記録しておかなければならない。

（審理報告書の提示）

第二二條　運輸審議会は、法第十六條の三の規定による報告書（以下「審理報告書」という。）の提出があつたときは、その旨を官報で公示する。

2　運輸審議会は、第五條第二項に規定する者に対し、審理報告書を前項の公示の日までに郵便により発送しなければならない。但し、その日までに提示した場合及び法第十六條の四但書の場合においては、この限りでない。

3　審理報告書を郵便により発送した者については、第一項の公示の日を提示の日とみなす。

（審理報告書の公開）

第二三條　法第十八條第一項の規定による審理報告書の公表は、その写を、大臣官房審理官室及びその事案に関する事務を分掌する海運局又は陸運局に備え付けてするものとする。

（誤の申立）

第二四條　法第十六條の五の規定により審理報告書に誤がある旨の申立をしようとする者は、その氏名又は名称及び住所並びに誤があると認める事項及びその理由を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

2　前項の申立は、公聴会における公述について、審理報告書に左の各号の一に該当するものがあると認めるときでなければ、これをすることができない。

一　公述の要旨をゆがめていると き。

二　証拠を脱落し、又はゆがめているとき。

三　事実の誤認があるとき。

（申立の採否）

第二五條　運輸審議会は、前條の申立に理由があると認めてこれを採決したときは、その要旨及び理由を第五條第二項に規定する者に通知するものとし、これを採択しなかつたときは、その理由を明らかにしておかなければならない。

（審理報告書の確定）

第二六條　審理報告書は、誤がある旨の申立がなかつたとき、又は運輸審議会が誤がある旨の申立を採択しなかつたときは、運輸審議会の決定の基礎資料として確定するものとする。運輸審議会がこれを採択したときも、採択した部分に係る事項を除き、また同様とする。

（答申書又は勧告書）

第二七條　運輸審議会は、件名表に登載された事案につき、事実の審理を行つた後、その会議において決定し、すみやかに答申書又は勧告書を運輸大臣に提出しなければならない。

第二八條　答申書及び勧告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　主文

二　理由

2　答申書及び勧告書には、少数意見その他必要と認める事項を附記することができる。

第二九條　運輸大臣は、答申書及び勧告書の内容を告示しなければならない。

第四章　公聴会

第一節　通則

（審理官の任務）

第三〇條　審理官は、事実の審理に関し、その職務を独立して行うものとする。

2　審理官は、その職務を公正且つ迅速に行わなければならない。

3　審理官は、議事を整理し、及び秩序の維持に努めなければならない。

第二節　開催手続

（公示及び告知）

第三一條　運輸審議会は、公聴会を開こうとするときは、少くとも公聴会開催の十日前に、事案の件名、日時、場所、審理官の氏名及び第三十三條の規定による文書等の閲覧場所並びに公述人名簿及び公述概要書の提出場所を、官報で公示しなければならない。

2　公聴会において審理が前項の日時内に終らず、審理を継続する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次回に審理する日時及び場所を審理官がその公聴会において口頭で告知することをもつて足りる。

（主宰者）

第三二條　公聴会は、原則として一人の審理官が主宰するものとする。

2　事案について特別の利害関係を有する審理官は、運輸審議会の決議があつたときは、当該事案について公聴会を主宰することができない。

（文書等の閲覧）

第三三條　公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催前に、当該事案の申請書その他の書類並びに第三十五條及び第三十六條第三項に規定する文書及び証拠資料を、運輸審議会が公示する場所において閲覧することができる。

（書類の交換）

第三四條　利害関係人は、相互に、公聴会開催前又は公聴会において、証拠となるべき書類の写をできる限り交換するものとする。

（公述の申出）

第三五條　公聴会において公述しようとする者は、事案の申請書にあつては公聴会開催の四日前までに、その他の者にあつては公聴会開催の二日前までに、公述人名簿及び公述概要書を運輸審議会に提出しなければならない。この場合において、自己のために公述を申し込んだ者があるときは、その者に関しとりまとめて公述の申出をすることができる。

第三一六條　公述人名簿には、公述しようとする者の氏名、住所、職業及び年令（法人にあつては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年令）を記載しなければならない。

2　公述概要書には、公述しようとする者の氏名、公述の概要及び当該事案に関する利害関係を説明する事項を記載しなければならない。

3　前項の公述概要書には、当該事案に関する証拠資料を添附することができる。

（公述人の選定）

第三一七條　運輸審議会は、第三十五條の規定により提出された文書を審査して、公述内容が同類であるか、又は事案の範囲外にあると認めるときは、公述人名簿に記載された者のうちから公述人を選定することができる。

2　運輸審議会は、必要があると認めるときは、前項の選定を審理官に行わせることができる。

（公述の委嘱）

第三一八條　運輸審議会は、事案の性質上必要があると認めるときは、関係人又は参考人に対し、公聴会に出頭を求めて、意見を述べさせ、又は報告をさせることができる。

（代理人）

第三一九條　公述人である利害関係人は、公聴会開催前又は公聴会において、審理官の許可を得て、その指名する者を代理人とすることができる。

（公聴会開催手続の特例）

第四一〇條　運輸審議会は、件名表に登載された事案のうち、法令の規定により処分に期限のあるもの又は公益上特にすみやかに決定する必要があると認めるものについては、第三十一條第一項の規定にかかわらず、事案の件名、日時、場所及び審理官の氏名並びに公述人名簿及び公述概要書の提出場所を、利害関係人に通知するとともに適当な方法で公示することにより、公聴会を開くことができる。

2　前項の公聴会の場合において、公述人名簿及び公述概要書は、第三十五條の規定にかかわらず、公聴会開催の時までに提出すればよい。

第三節　事実の審理

（審理方法）

第四一一條　審理官は、必要があると認めるときは、類似の事案若しくは関連のある事案を併合し、又は事案の一部を分離して事実の審理を行うことができる。

（公述時間の制限）

第四一二條　審理官は、議事の整理上必要があると認めるときは、公述の時間を制限することができる。

（発言の許可又は中止）

第四一三條　公述人が、発言し、又は証拠を提出しようとするときは、審理官の許可を受けなければならない。

2　審理官は、公述が、既に公述された事項と重複し、若しくは事案の範囲外にあり、又は事案に関係がないと認めるときは、これを中止させることができる。

（冒頭陳述）

第四一四條　審理官は、事案の申請者に対し、申請の内容及び理由について冒頭陳述の機会を與えなければならない。

2　審理官は、第四十一條の規定により事案を併合して事実の審理を行う場合には、冒頭陳述を行う者の順序を指定しなければならない。

（公述）

第四一五條　公述は、できる限り証拠資料に基いてしなければならない。

第四一六條　公述人である利害関係人が病気その他やむを得ない事由で公聴会に出頭しなかつた場合において、審理官が必要であると認めたときは、公述概要書の朗読をもつて公述にかえるものとする。

第四一七條　国語に通じない者（ろうあ者を含む。）が公述人であるときは、その者において通訳人を立ち会わせ、通訳させなければならない。

（証拠の提出）

第四一八條　証拠は、当該事案に関する公聴会が終了するまでに提出しなければならない。

第四一九條　審理官は、前條の規定にかかわらず、公述人が公述した事項に関する補足的証拠資料を公聴会終了後に提出することを、公聴会において申し出た場合において必要があると認めるときは、これを許可することができる。

2　審理官は、必要があると認めるときは、公述人に対し、公述した事項に関する補足的証拠資料を公聴会終了後に提出すべきことを公聴会において要求することができる。

3　前二項の場合において、審理官は、必要があると認めるときは、提出すべき日時及びその数量を指定することができる。

（資料の公開）

第五一〇條　審理官は、公聴会の開催までに法第十七條第一項第一号及び第二号の規定による調査等によつて得た資料を、公聴会において公開するものとする。

（事案の説明）

第五一一條　審理官は、運輸省の職員に対し、当該事案について説明を求めることができる。

（質問）

第五一二條　公述人である利害関係人は、審理官の許可を受けて、他の公述人に質問することができる。

（最終陳述）

第五一三條　審理官は、第五條第一項第一号及び第二号に掲げる者に対し、最終陳述の機会を與えなければならない。

2　第四十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「冒頭陳述」とあるのは「最終陳述」と読み替えるものとする。

（記録）

第五一四條　公述された事項は、速記その他の方法で記録しなければならない。

2　前項の記録は、一般からの申出があつたときは、その閲覧に供しなければならない。

第四節　審理報告書

（審理報告書の提出）

第五一五條　審理官は、公聴会終了後十日以内に、審理報告書を運輸審議会に提出しなければならない。

2　運輸審議会が、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

（記載事項）

第五一六條　審理官は、その作成する審理報告書に、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事案の件名及びその番号

二　公聴会の日時及び場所

三　審理官の氏名

四　公述人の氏名及び職業又は職名

五　事実及び争点

六　その他参考となるべき事項

2　前項の事実及び争点の記載は、公聴会における公述及び証拠に基き要領を摘示してするものとする。

第五節　再審理

（審理事項の限定）

第五一七條　法第十六條の六の規定による公聴会において審理すべき事項は、第二十五條の規定により運輸審議会が採択した事項に限らなければならない。

（開催場所）

第五一八條　前條の公聴会は、原則として東京都運輸省内において開くものとする。

（準用規定）

第五一九條　第一節から第四節までの規定は、第五十七條の公聴会の場合に準用する。

2　前項の規定により第三十一條及び第四十條の規定を準用する場合において、「事案の件名」とあるのは「事案の件名、第五十七條の規定による審理すべき事項」と読み替えるものとする。

第六節　主宰者の特例

（審理官の合議体の主宰）

第六一〇條　運輸審議会の指名する審理官の合議体が公聴会を主宰する場合には、第一節から第五節までの規定（第三十二條第一項の規定を除く。）を準用する。この場合において、第三十條第三項、第三十一條第二項、第三十七條第二項、第三十九條、第四十二條から第四十四條まで、第四十六條、第五十條、第五十二條及び第五十三條中「審理官」とあるのは「主任審理官」と、第四十一條、第五十五條及び第五十六條第一項本文の規定中「審理官」とあるのは「審理官の合議体」と読み替えるものとする。

2　運輸審議会は、前項の指名をする場合には、審理官のうち一人を主任審理官として指名しなければならない。

（一人の委員の主宰）

第六一一條　運輸審議会の指名する一人の委員が公聴会を主宰する場合に

は、第一節から第五節までの規定（第三十二條第一項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「審理官」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

（委員の合議体の主宰）

第六十二條　運輸審議会の指名する委員の合議体が公聴会を主宰する場合には、第一節から第五節までの規定（第三十二條第一項の規定を除く。）及び第六十條第二項の規定を準用する。この場合において、第三十條第一項、第三十二條第二項、第四十條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十六條第一項第三号及び第六十條第二項中「審理官」とあるのは「委員」と、第三十條第三項、第三十一條第二項、第三十七條第二項、第三十九條、第四十二條から第四十四條まで、第四十六條、第五十條、第五十一條及び第五十三條中「審理官」とあるのは「主任委員」と、第四十一條、第五十五條及び第五十六條第一項本文の規定中「審理官」とあるのは「委員の合議体」と読み替えるものとする。

（審議会自らの主宰）

第六十三條　運輸審議会が自ら公聴会を主宰する場合には、第一節から第三節までの規定（第三十二條の規定を除く。）及び第五節の規定を準用する。この場合において、第三十條第一項及び第二項、第三十一條第二項、第四十條、第四十九條及び第五十一條中「審理官」とあるのは「委員」と、第三十條第三項、第三十一條第二項、第三十七條第二項、第三十九條、第四十二條から第四十六條、第五十條、第五十一條、第五十三條中「審理官」とあるのは「会長」と、第四十一條中「審理官」とあるのは「運輸審議会」と、第五十九條第一項中「第四節」とあるのは「第三節」と読み替えるものとする。

第五章　道路運送審議会との間の事案の取扱

（調査等の委嘱）

第六十四條　運輸審議会は、運輸大臣から諮問された事案のうち自動車運送事業の免許若しくはその取消又はその事業の停止に関する事案について、法第五十五條第二項の規定により道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴する必要があると認めるときは、その要旨及び公聴会を開くことを要求するときはその旨を記載した文書を当該道路運送審議会に送付し、調査報告書、審議の経過及びその結論を記載した文書並びに速記録、統計資料その他の参考資料の提出を求めることができる。

2　前項の調査報告書の記載事項については、第五十六條の規定を準用する。この場合において、第一項本文中「審理官」とあるのは「道路運送審議会」と、「審理報告書」とあるのは「調査報告書」と、同項第三号中「審理官」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

第六十五條　運輸審議会は、前條の措置に係る事項に関しては、道路運送審議会から提出された資料に基いて当該事案の事実の審理を行うものとする。

2　前條の調査報告書は、一般からの申出があつたときは、その閲覧に供しなければならない。

3　前條の措置に係る事案に関しては、法第十六條の規定の適用を妨げない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）は、廃止する。

3　この省令施行前に件名表に登載された事案の処理については、なお従前の例による。

告　示

◉**電波監理委員会告示第六百六号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第三百四十二号の無線局の呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力は、昭和二十七年一月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十六日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項を次のように改める。

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JJMMGG—20222120　A1　3.68 MHz（注一）
JJMMGG—20222120　A1　7.335 MHz（注二）
JJMMGG—20222120　A1　14.005 MHz（注三）
JJMMGG—20222120　A1　水晶発振　200 W

第十二項を次のように改める。

十二　そ　の　他　（注一）の周波数の使用は、夜間及びその前後一時間の間に限る。
（注二）の周波数の使用は、晝間及びその前後一時間の間に限る。
（注三）の周波数の使用は、晝間に限る。

◉**電波監理委員会告示第六百七号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第千百三十七号の無線局の呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力は、昭和二十七年一月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十六日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項を次のように改める。

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JJMMBB—20212022 2120　A1　3.68 MHz（注一）
JJMMBB—20212022 2120　A1　7.335 MHz（注二）
JJMMBB—20212022 2120　A1　14.005 MHz（注三）
JJMMBB—20212022 2120　A1　水晶発振　吸收管式　1 KW

第十二項を次のように改める。

十二　そ　の　他　（注一）の周波数の使用は、夜間及びその前後一時間の間に限る。
（注二）の周波数の使用は、晝間及びその前後二時間の間に限る。
（注三）の周波数の使用は、晝間に限る。
（注四）の周波数の使用は、屋久島、南大東島、名瀬、宮古島、石垣島及びマーカス島との通信に限る。
（注五）の周波数の使用は、新潟、金沢、御前崎、富崎、大島、新島、八丈島及び鳥島との通信に限る。

◉**電波監理委員会告示第六百八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年一月三十日　第七一二六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の山本固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　秋田県山本郡鹿渡町鯉川字下谷地六の二番地　東経一四〇度〇五分　北緯四〇度〇〇分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　こいかわ　A三　二、九〇〇kc　水晶発振　終段陽極変調　五W
十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第六百九号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月十六日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第九五五三号
二　免許人の名称　石川県漁業協同組合連合会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　公衆通信託送に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の舳倉島固定局（地方電気通信取扱局）
六　通信事項　公衆通信託送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　石川県鳳至郡輪島町　東経一三六度五四分　北緯三七度二四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力　JFD—20　A一　一、八七〇kc　水晶発振　二〇W
十　空中線の型式及び構成　T型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第六百十号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第八〇六二〇二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属舳倉局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　釧路市港町埋立地　東経一四四度二三分　北緯四二度五九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNX　第一装置　A一　吸收管式　終段抑制格子変調（吸收管式）　A一、二五〇W
JNX　第二装置　A二　A三　四六八kc　五〇〇kc　一、五〇〇kc　一、六八〇〇kc　一、九四〇〇kc　二、一四〇〇kc　二、八六〇kc　水晶発振　A二、五〇W
JNX—2　A一　A二　A三　終段抑制格子変調（吸收管式）
十　空中線の型式及び構成　T型
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第六百十一号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第七〇五三二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
六　通信事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　東経一四〇度五八分　北緯一三七度一七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNY　第一装置　A一　吸收管式　終段抑制格子変調（吸收管式）　A一、二五〇W
JNY　第二装置　A二　A三　四六八kc　五〇〇kc　一、五〇〇kc　一、六七〇〇kc　一、九四〇〇kc　二、一四〇〇kc　二、七〇〇kc　水晶発振　A二、五〇W
JNY—2　A一　A二　A三　終段抑制格子変調（吸收管式）
十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型、ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第六百十二号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第七一六四号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他港務に関する事項
六　通信事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　東経一四〇度五八分　北緯一三八度一七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNN　第一装置　A一　吸收管式　低電力変調（吸收管式）　A一、五〇〇W
JNN　第二装置　A二　A三　四六八kc　五〇〇kc　一、五七〇kc　一、六二〇kc　一、七〇〇kc　水晶発振　第三、第四、第五装置　A一　吸收管式　但し、一、五七〇kc、一、六二〇kc、一、七〇kcは二五〇W
JNN—2　A一　A二　A三
十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型、ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百十三号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第七〇五五の二号
二 承認を受けた者　海上保安庁
三 無線局の種別　海岸局
四 無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方　海上保安庁所属船舶局、海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
六 通信事項
七 承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所　秋田市土崎町埋立地　東経一四〇度〇四分　北緯三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JND	A二	四六八kc	第一装置 A一 吸收管式終段抑制格子変調（吸收管式）
	A一	五〇〇kc	
	A三	六七〇kc	
	A一	六二〇kc	第二装置 A二 吸收管式終段抑制格子変調（吸收管式）
	A三	九四〇kc	
	A二	一一〇kc	
	A三	二五〇W	
	A一	二五〇W	
JND—2	A一	水晶発振	

十 空中線の型式及び構成　T型
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百十四号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日　電波監理委員会委員長、網島　毅

一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一一三九の二号
二 承認を受けた者　海上保安庁
三 無線局の種別　海岸局
四 無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方　船舶局
六 通信事項
1. 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2. 海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他業務に関する事項
七 承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所　横浜市中区北仲通り六丁目六四番地　東経一三九度三八分　北緯三五度二七分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JGC	A一、A二	四四二kc	第一装置 A一、A二 吸收管式終段抑制格子変調（吸收管式）
	A一、A三	五〇〇kc	
	A一、A三	九五〇kc	第二装置 A二、A三 吸收管式終段抑制格子変調（吸收管式）
	A一、A三	九五五kc	
JGC—2	A一	水晶発振	

十 空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百十五号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十六日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇二八の二号
二 承認を受けた者　海上保安庁
三 無線局の種別　海岸局
四 無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六 通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所　横須賀市田浦　東経一三九度三八分　北緯三五度一七分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JNB	A一	六、三七五kc	水晶発振 一〇〇W

十 空中線の型式及び構成　ツェッペリン
十一 運用許容時間　常時

◉土地調整委員会告示第六号

鉱区禁止地域指定請求

土地調整委員会に対し、鉱区禁止地域の指定の請求があつたから、土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二條第二項及び土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七條の規定により、次のように公示する。

昭和二十七年二月十六日　土地調整委員会委員長　我妻　栄

一 請求者名　内閣総理大臣　吉田　茂
二 区域の所在地　岐阜県揖斐郡久瀬村、藤橋村の各地内
三 区域の面積　二〇〇ヘクタール
四 鉱物の名称　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三條に規定する鉱物全部
五 請求の理由の要旨
本区域において、中部電力株式会社が電源開発を計画し、発電施設工事は昭和二十八年中に完成の見込であるが工事完成後、本区域内で鉱物の掘採が行われるならば、堰堤、発電所の諸施設を完全に保全することは困難であると考えられる。
六 区域図　次の通り。

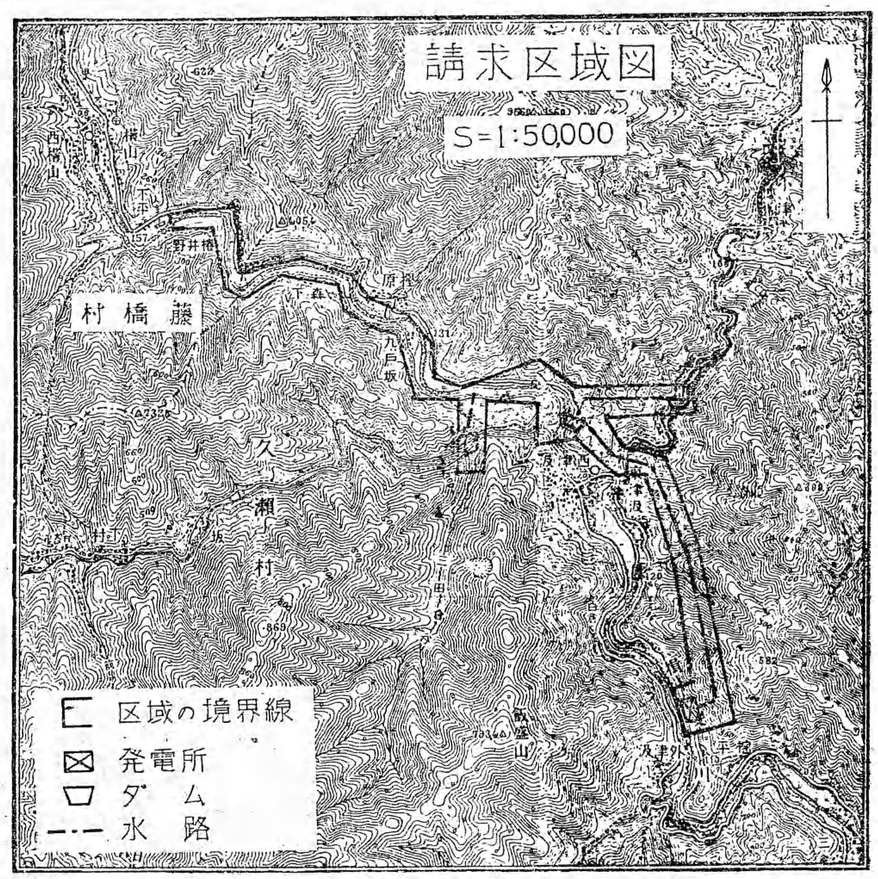

備考

1 土地調整委員会設置法施行規則第八條の規定により、本件に関し審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人、その他の利害関係人）は、同條の規定により、その氏名（二人以上同意見の場合は連署して、その代表者名でよい。）、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及び理由を記載した文書を昭和二十七年三月十日までに、東京都文京区小石川町一の一の十一土地調整委員会（日本発送電株式会社事務所内）に提出されたい。

2 審問についての詳細は、おつて通知する。

3 聴聞会については、おつて官報で公示する。

◉法務府告示第三十三号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十六日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　石川県河北郡笠谷村字八の谷八百三番地
住所　石川県金沢市蛤坂新道二の二番地　中本　愛子

昭和四年二月二十七日生

本籍　三重県鈴鹿郡亀山町大字亀山西丸五百三十九番地
住所　千葉県千葉市稲毛町二丁目千二百七十九番地　石川　歌子

昭和二年十一月四日生

本籍　東京都中央区銀座東三丁目十一番地二
住所　東京都千代田区西神田二丁目二番地八神田学寮　山本千鶴子

昭和五年八月三日生

◉法務府告示第三十四号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十六日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　沖縄県島尻郡豊見城村字高良一番地
住所　アメリカ合衆国ハワイ・オアフ島ワイパフ・キャンプ第一ハウス第二百二十号　大城　光雄

大正十一年九月二十日生

本籍　熊本県下益城郡豊野村大字上郷二千五百一番地
住所　アメリカ合衆国ハワイ・ハワイ島コナ・ホルアロア郵函九十六　満井　壽雄

大正九年二月十四日生

満井　孝

・大正十一年二月十四日生

本籍　熊本県熊本市健軍町六千二百十八番地
住所　アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市アラニ街千三百十三　小山　マツ

大正九年一月六日生

小山　静雄

大正十三年十一月七日生

本籍　熊本県熊本市健軍町六千二百十八番地
住所　アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市カメハメハ街四世街千百三十七A　小山百合子

大正十年十二月二十四日生

◉法務府告示第四号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一條第一項第二号但書の会社を次のように指定する。

昭和二十七年二月十六日

法務総裁　木村篤太郎

大蔵大臣　池田　勇人

社債の名称	登録機関の名称
昭和電工株式会社第四回に号物上担保付社債	株式会社富士銀行
日本鋼管株式会社第二回ほ号物上担保付社債	同
東洋紡績株式会社第二回物上担保付に号社債	株式会社千代田銀行
三井鉱山株式会社第二回物上担保付は号社債	株式会社帝国銀行
中部電力株式会社第四回社債	同
東京瓦斯株式会社第一回物上担保付ち号社債	株式会社第一銀行
株式会社一橋層造船所第二回物上担保付ろ号社債	同
日立造船株式会社第二回ろ号物上担保付社債	株式会社三和銀行
日本通運株式会社第六回へ号物上担保付社債	同
大阪商船株式会社第十五回へ号物上担保付社債	株式会社大阪銀行
呉羽紡績株式会社第二回ほ号物上担保付社債	同

◉大蔵省告示第二百九十一号

昭和二十七年二月七日付をもつて株式会社千葉興業銀行の銀行業を営むことを免許し並びに貯蓄銀行業務を兼営することを認可した。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

◉大蔵省告示第二百九十二号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、ナショナル・シチー・バンク・オブ・ニューヨーク（米国ニューヨーク州ニューヨーク市マンハッタン・ウオール街五十五番地）が保管する左の財産に関する管理人日本銀行（東京都中央区日本橋本石町二丁目二番の一）を昭和二十七年二月十二日に解任した。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
動産	一点	東京都中央区日本橋本石町二丁目二番の一

◉大蔵省告示第二百九十三号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、セドウイック・コリンズ・エンド・コムパニー・リミテッド（英国ロンドン東部中央郵便局グレース・チャーチ街七番地）が有する左の財産に関する管理人富士信託銀行株式会社（大阪府大阪市東区北浜五丁目二十二番地）を昭和二十七年二月十五日に解任した。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量
大阪住友海上火災保険株式会社株式（額面株式、券面額五十円）	一千株

◉大蔵省告示第二百九十四号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條一項第三号の規定により、閉鎖機関整理委員会（東京都千代田区丸の内一丁目二番地）に対し、閉鎖機関石油配給株式会社が所有する左の財産を昭和二十七年二月十九日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
動産	一点	愛知県名古屋市中区松重町十三番地

◉大蔵省告示第二百九十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、神戸銀行第十七回幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　神戸銀行第十七回幸運定期預金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　昭和二十七年二月二十五日から同年四月二十五日まで。

三　取扱の時期　月組、星組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権四万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定める。

(イ)月組

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	三、〇〇〇	一〇
三等	一、〇〇〇	二〇〇
四等	一〇〇	二、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	一八七、七五〇
計		二〇〇、〇〇〇

(ロ)星組

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	二〇〇
四等	二〇	二、〇〇〇
五等	三五	四〇、〇〇〇
計		一五七、七八五
六等	二〇	二〇〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月九日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百九十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、焼津信用金庫第三回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　焼津信用金庫第三回割増金附定期預金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等A	五〇、〇〇〇円	一本
特等B	一〇、〇〇〇	四
一等	三、〇〇〇	五
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	五〇	三、五〇〇
五等	二〇	四六、三七〇
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百九十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十九回静銀の七福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十九回静銀の七福定期預金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	二〇〇
四等	一〇〇	二、〇〇〇
五等	三〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十六日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百九十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、南郷信用組合第三回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十六日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　南郷信用組合第三回平和定期貯金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十五日から同年三月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	二本
二等	七〇〇	二
三等	一〇〇	一〇
四等	三〇	六〇
五等	一八	一、九二六
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉運輸省告示第四十四号

海員養成所規則（昭和二十四年運輸省令第五十八号）第十七條及び第三十三條の規定により、昭和二十七年四月期海員養成所入所生徒を次の要領により募集する。

昭和二十七年二月十六日

運輸大臣　村上　義一

二　補導科

海員養成所名	甲板科	機関科	司ちゆう科	計
	名	名	名	名
一　募集海員養成所の名称及び所在地				
兒島海員養成所	二五	二五		五〇
小樽海員養成所	二五	二五		五〇
唐津海員養成所	二五	二五		五〇
宮古海員養成所	二五	二五		五〇
七尾海員養成所	二五	二五		五〇
粟島海員養成所	二五	二五		五〇
門司海員養成所	四〇	四〇		八〇
高浜海員養成所	四〇	四〇		八〇
計	二三〇	二三〇		四六〇
二　募集人員				
1　本科				
各海員養成所とも航海科五〇名、機関科五〇名とする。				
兒島海員養成所			八〇	八〇
門司海員養成所			一六〇	一六〇
高浜海員養成所			五四〇	五四〇
唐津海員養成所				
宮古海員養成所				
七尾海員養成所				
粟島海員養成所				
門司海員養成所				
高浜海員養成所				
唐津海員養成所				
宮古海員養成所				
七尾市小島町				
粟島海員養成所				
香川県三豊郡粟島村				
門司海員養成所				
高浜海員養成所				
唐津海員養成所				
宮古海員養成所				
七尾海員養成所				
粟島海員養成所				
門司海員養成所				
高浜海員養成所				
唐津海員養成所				
宮古海員養成所				
七尾海員養成所				
粟島海員養成所				
門司海員養成所				
高浜海員養成所				
唐津海員養成所				
宮古海員養成所				
七尾海員養成所				
粟島海員養成所				
門司海員養成所				
高浜海員養成所				
唐津海員養成所				
宮古海員養成所				
七尾海員養成所				
粟島海員養成所				
門司海員養成所				
高浜海員養成所				

本所、長崎市、八代市、鹿児島市、大牟田市

本所、郡山市、仙台市、盛岡市、宇都宮市

本所、新潟市、長野市、敦賀市、富山市

本所、坂出市、高知市、徳島市、宇和島市

本所、福岡市、大分市、山口市、宮崎市

本所、東京都、松本市、清水市

三　受験資格

1　昭和二十七年四月一日現在で左の年令に該当する者

本科　航海科にあつては十五年以上十九年未満、機関科にあつては十七年以上十九年未満の者

補導科　甲板科及び司ちゆう科にあつては十五年以上、機関科にあつては十七年九箇月以上の者

2　新制中学校卒業者又はこれと同等以上の学力があると海員養成所長が認めた者

四　入学願書受付期限　昭和二十七年三月十五日まで。但し、三月十五日付消印のあるものは有効とする。

五　入学試験期日　昭和二十七年三月二十七日

六　試験科目

1　学術試験及び身体検査とする。

2　学術試験は、本科にあつては社会、国語、数学、理科及び英語の五科目、補導科にあつては社会、国語及び数学の三科目を筆記により行う。

七　試験地

兒島海員養成所　本所、神戸市、広島市、米子市

小樽海員養成所　本所、秋田市、青森市、山形市

八　その他

1　入学期日は、四月十六日とする。

2　授業料、寄宿舎費は、徴収しない。

3　入学願書、入学案内等は、返信用の切手をはつた封筒を同封して、志望の各海員養成所教務課あて請求すること。

◉海上保安庁告示(航)第七号

航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年二月十六日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

(146頁……170頁)

●27年146頁

北海道西岸　小樽港——第1区　係船浮標現状

記事　第1区および航路附図における係船浮標の新設(4個)および移設(11個)に関する現状は別紙附図(1面)の通りである。

位置　43°12′N., 141°01′E.(概位)

海図　5

誌類　十誌104, 178ページ

田所　第1管区海上保安本部

●27年147頁

本州北西岸——敦賀港　燈柱存在

記事　補助防波堤(名称図載してない)の中央部から東方に新設された第2波除堤(図載してない)外端に「敦賀港船だまり波除堤燈柱」が設置してある。

位置　敦賀港南防波堤燈台(明暗紅光)から121°100m 35°39.5′N., 136°04.1′E.(概位)

略記　F.6m.8½M.(U)

燈質　不動白光●燈高　平均水面上6.0m●光達　8.5M●燈光数　225●明弧　全度●構造　鉄製してない木造、礎上高4.0m●無看守●敦賀市立

注意　海図160号(敦賀湾)上、上記燈柱から254°90m南防波堤に至る間を三重実線、それよりさらに同方位150m間を二重断線に記載する。

海図　160(敦賀湾)—1164

誌類　十誌102, 108ページ—十誌411, 872.5番(補入)—十(正刊), 誌411, 1130番(補入)—24年662頁(イ)(削除)

田所　燈台部

●27年148頁

本州北西岸　氷見港——阿尾鼻燈柱存在

記事　阿尾鼻上に「阿尾鼻燈柱」が設置してある。

位置　阿尾鼻北西方の山頂・(55)から120°105m 36°52.6′N., 136°59.7′E.(概位)

略記　E.60m.11M.(U)

燈質　不動白光●燈高　平均水面上60.0m●光達　11M●燈光数　180●明弧　全度●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高9.2m無看守●富山県阿尾村立

海図　1161(氷見港)—120—146—159
誌類　†誌102.138ページ—†誌411.911番(挿入)—†(近刊)誌411.1220番(挿入)
出所　燈台部
㊗27年149項
本州北西岸　伏木富山港——伏木区燈台光達について
記事　「岩崎ノ鼻」燈台の光達は20Mである。
位置　伏木港導燈(高燈)の北西方約2,340m
36° 48.3′ N., 137° 03.2′ E.(概位)
略記　Fl. ev. 15 sec. 58 m. 20 M.
光達　20M●その他従前通り
注意　書誌411号. 913.3番(26年430項別紙)の光達距離欄"23.5"を"20"に改記する。
海図　1162—120—146—159
誌類　(注意)誌411. 913.3番
出所　燈台部
○27年150項(一時関係)
本州北西岸　伏木富山港——伏木区燈浮標消燈
記事　伏木航路第1号燈浮標は昭和27年2月5日消燈した。
位置　伏木港導燈(低燈)の北東方約0.9M
33° 48.2′ N., 137° 05.0′ E.(概位)
略記　Fl. G. ev. 5 sec. 5 M.
海図　1162—120
誌類　誌411. 913.8番—(近刊)誌411. 1230番
出所　燈台部
○27年151項(一時関係)
本州北西岸—新潟港　浮標流失
記事　新潟泊地B浮標は昭和27年1月30日流失した。
位置　防波堤燈台の西方約1.2M
37° 57.4′ N., 139° 02.8′ E.(概位)
海図　1155(新潟港)
誌類　誌411. 2682.1番—(近刊)誌411. 8146番
出所　燈台部
㊗27年152項
本州東岸　広田湾東側——赤磯岩燈標設置
記事　赤磯岩の西側に昭和27年1月16日「広田港赤磯燈標」を設置した。
位置　広田港防波堤燈柱から247° 310m(赤磯岩西側)
38° 56.9′ N., 141° 41.3′ E.(概位)
略記　Fl. R. ev. 3 sec. 9_4 m. 5½ M.(U)
細目　燈質　閃紅光、毎3秒に1閃●燈高　平均水面上9.4m●光達5.5M●燭光数　50●明弧　全度●構造　紅塗円形コンクリート造、礎上高8.0m●無看守
海図　56—54
誌類　†誌101. 255ページ—†誌411. 299.1番(挿入)—†(近刊)誌411. 2025.9番(挿入)
出所　燈台部
○27年153項(一時関係)
事項消滅により削除
○27年154項(一時関係)
東京海湾——浦賀水道　浮標設置
記事　観音埼の東方および東南東方に浮標(4個)が設置してある。
位置　(イ)35° 15′ 06″ N., 139° 46′ 12″ E.
(ロ)35° 14′ 30″ N., 139° 48′ 24″ E.
(ハ)35° 13′ 30″ N., 139° 50′ 18″ E.(2個)
様式　(各)黄色塗球形浮標
備考　東京海湾に出入する船舶が上記各浮標附近を通過する際は注意を要する。
海図　1062—90
出所　米告示1951年7154項
●27年155項
本州南岸——伊勢湾西浜　燈柱存在
記事　四日市港の南南西方約2.2Mに「鈴鹿燈柱」が設置してある。
位置　34° 53′ 00″ N., 136° 38′ 17″ E.
略記　F. 8_5 m. 8 M.(U)
細目　燈質　不動白光●燈高　平均水面上8.5m●光達　8M●燭光数　180●明弧　全度●構造　白塗円形鉄柱、礎上高6.9m●無看守●鈴鹿市立
海図　1051—70
誌類　†誌101. 108ページ—†誌411. 166.5番(挿入)—†(近刊)誌441. 2438番(挿入)
出所　燈台部
○27年156項(一時関係)
本州南岸　伊勢湾西側——松阪港燈柱消燈
記事　松阪港東防波堤燈柱は消燈している。
位置　東防波堤外端
34° 36.8′ N., 136° 33.8′ E.(概位)
略記　F. G. 7_6 m. 9½M.(U)
海図　1051—70
誌類　誌411. 171番—(近刊)誌411. 2443番
出所　燈台部
○27年157項(一時関係)*
本州南岸　尾鷲湾北東方——錦湾燈柱復旧
記事　26年886項で倒壊の旨告示した錦燈柱は復旧し、点燈した。
位置　錦湾北部の「フジ鼻」西方附近
34° 12.8′ N., 136° 23.4′ E.(概位)
略記　F. 28 m. 11 M.(U)
海図　76(分図「錦湾」共)—70—93
前告示　誌411. 198.5番および(近刊)誌411. 2509番関係の26年886項(削除)
出所　燈台部
●27年158項
内海　播磨灘北側——姫路港東方燈柱設置
記事　姫路港東方の下記位置に昭和26年12月25日投光器装置の「妻鹿白浜燈柱」を設置した。
位置　34° 46′ 30″ N., 134° 42′ 12″ E.
略記　F. 9_2 m.(U)
細目　燈質　不動白光●燈高　平均水面上9.2m●燭光数　50,000●明弧　投光器は同燈柱から200° 500mの防波堤(図載してない)外端を照らし、拡散角度は、左右各26°●構造　白塗木柱、礎上高7.2m●無看守●姫路市立
海図　106
誌類　†誌103. 97ページ—†誌411. 468.5番(挿入)—†(近刊)誌411. 3138.5番(挿入)
出所　燈台部
○27年159項(一時関係)*
内海　新居浜港——第1区　沈船撤去
記事　27年107項で告示した西防波堤燈台の東方約110mの露出沈船(機帆船、19t)は昭和27年1月29日撤去した。
位置　33° 58.6′ N., 133° 15.9′ E.(概位)
海図　1120
前告示　誌103. 167ページ関係の27年107項(削除)
出所　第6管区海上保安本部
●27年160項
内海　広島湾——岩国港南方　燈浮標移設および燈柱等廃止
(1)記事　岩国沖仮設B燈浮標は昭和27年1月31日燈質を閃白光、毎2秒に1閃に、光達等を下記の通り変更の上、図載位置の北東方約240mに移設した。
位置　築増開船だまり北防波堤外端から45½° 2,470m
34° 09.3′ N., 132° 16.2′ E.(概位)
略記　Fl. ev. 2 sec. 5½ M.(Temp.)
細目　燈質　閃白光、毎2秒に1閃●光達　5.5M●燭光数　60●その他従前通り
(2)記事　岩国築増開燈柱は昭和26年12月5日および岩国沖仮設A燈浮標は昭和27年1月30日各廃止した。
位置　(イ)岩国築増開燈柱　築増開船だまり南防波堤外端
34° 08.1′ N., 132° 15.0′ E.(概位)
(ロ)岩国沖仮設A燈浮標　姫小島の南西方約1.4M
34° 07.1′ N., 132° 15.6′ E.(概位)
略記　(イ)Fl. ev. 5 sec. 5_0 m. 7½ M.(U)
(ロ)Fl. G. ev. 3 sec. 5 M.(Tempy.)
注意　書誌103号. 236ページ20—21行および237ページ17行中「岩国沖2燈浮標間」を削除する。
海図　(1)、(2)(イ)113—142—(2)(イ)100B
誌類　(注意)誌103. 236ページ、237ページ—†誌411. 640.5番—誌411. 639番、643番(各削除)—†(近刊)誌411. 3590番—(近刊)誌411. 3589番、3593番(各削除)
出所　燈台部
○27年161項(一時関係)
内海　伊予灘——八島(燈島)南方燈浮標燈質等一時変更
記事　伊予灘航路第6号燈浮標は昭和27年1月10日燈質を閃白光、毎5秒に1閃に、光達等を下記の通り一時変更した。

位置　屋島燈台の南方約1.2M
33° 41.4′ N., 132° 08.2′ E.(概位)
略記　Fl. ev. 5 sec. 5½ M.(Bell)
細目　燈質　閃白光、毎5秒に1閃●光達　5.5M●燭光数　60●その他従前通り
海図　140—1102
誌類　誌411. 665.5番—(近刊)誌411. 3613番
出所　燈台部
○27年162項(一時関係)*
下関海峡東口——部埼　燈台仮燈燈質変更
記事　部埼燈台の仮燈は昭和27年1月29日燈質を閃白光、毎10秒に1閃に変更した。
位置　部埼上
33° 57.4′ N., 131° 01.5′ E.(概位)
仮燈略記　Fl. ev. 10 sec. 39 m. 17½ M.
仮燈細目　燈質　閃白光、毎10秒に1閃●燭光数　250,000●明弧　全度●その他従前通り
海図　122B—135—127—1101
誌類　誌411. 731番—(近刊)誌411. 3901番—26年985項(削除)
出所　燈台部
○27年163項(一時関係)
関門港——鍬流島北東方　沈船積荷引揚作業実施
記事　鍬流島の北東方約0.6Mの航路上の沈船(恒春丸)積荷引揚作業を下記期間中実施している、附近航行の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。
位置　鍬流島燈台から36½° 1,165m
33° 56.3′ N., 130° 56.5′ E.(概位)
期間　昭和27年1月18日—同年6月30日、晝間のみ
標識　上記作業地点標示のため紅旗が設置してある。
海図　1225—1226—135—201
出所　第7管区海上保安本部
㊗27年164項
豊後水道東側——宇和島港　沈船存在および不存在
(1)記事　宇和島港内の下記位置に全没の沈船(機帆船、約30t)が存在する。
位置　宇和島港南側の戎山△(126)から86½° 930m
33° 13.2′ N., 132° 33.3′ E.(概位)
注意　海図上、上記位置に危険界線をめぐらした水深不明の沈船記号を記載し、「(昭和26年)」および"(P. A.)"を附記する。
(2)記事　宇和島港口戎鼻の北西方約0.2Mの全没沈船は存在しない。
位置　上記(1)の戎山△(126)から318° 940m
33° 13.5′ N., 132° 32.3′ E.(概位)
注意　海図上、上記位置に記載の危険界線をめぐらした水深不明の沈船記号を附記の「(昭和23年)」および"(P. A.)"と共に削除する。
海図　138
誌類　†誌103. 349ページ
出所　水路部
●27年165項
豊後水道東側　岩松港南方——須下埼　燈柱改設
記事　須下埼燈柱は昭和27年1月17日燈質を群閃白光に、光達等を下記の通り変更の上、図載位置の西南西方約150mに移設し、名称を「須下埼燈台」に変更した。
位置　須下埼南方の山頂・(181)から39° 800m
33° 04.0′ N., 132° 25.0′ E.(概位)
略記　Gp. Fl. (2) ev. 8 sec. 107m. 14M.(U)
細目　燈質　群閃白光、毎8秒に2閃(5秒を隔てて3秒間に2閃)●燈高　平均水面上106.5m●光達　14.0M●燭光数　1,400●明弧　全度●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高12.6m●無看守
海図　151—157—1072
誌類　†誌103. 354ページ—†誌411. 367.4番—†(近刊)誌411. 4204.6番
出所　燈台部
●27年166項
九州北岸　対馬——厳原港　目標存在
記事　厳原港東側の海上保安部(名称図載してない)構内に無線塔(地上の高さ30m)が存在し、好目標となる。
位置　耶良埼燈台(閃白光)から307° 785m
34° 11.7′ N., 129° 17.6′ E.(概位)
注意　海図上、上記位置に○符を記載し、"R. Tr."を附記する。
海図　168
誌類　†誌105. 67ページ
出所　水路部
●27年167項
南西諸島　沖縄島——那覇港南西方　航空無線標識設置
記事　那覇港の南西方約2.4Mの瀬長島上に航空無線標識が設置された。
位置　26° 16′ 20″ N., 127° 38′ 54″ E.
標識符号　JN
周波数　370kc.
標識発射時間　視界不良の際連続発射する。
海図　222—226—182B(各参照)
誌類　誌5.99ページ—†誌412. 4571.5番(挿入)
出所　米告示1951年6233項
●27年168項
Java 北東岸　Surabaya Strait 東口附近——East Gut 南東方　水先燈船について
記事　Oostervaarwater 水先燈船は光達を10Mに変更の上、図載位置の南方約1,550mに移設した。
位置　7° 24′ 55″ S., 113° 01′ 00″ E.
略記　Fl. ev. 15 sec. 10 M.
細目　燈高　水面上59 ft.(18m)●光達　10M●構造　黒塗単橋両鼓側に"Pilot"と白書してある。
備考　上記水先燈船は無線電信電話を装備している。
海図　990—953
誌類　†誌19A. 93ページ
出所　米告示1951年6236項、6635項
●27年169項
図誌訂正
(1)海図181号(油津港及外浦港)
九州東岸油津港外防波堤東端(31° 34.1′ N., 131° 24.6′ E.概位)から86° 115m陸岸に至る間の防波堤(二重実線)を記載する。(水路部)
(2)書誌101号
236ページ16行中「地蔵島燈台の東方」を「水島の西方」に改記する。(第2管区海上保安本部)
(3)書誌411号
(イ)1080.5番(「タキセ」燈浮標)(24年378項別紙)の燈高欄に"4.1"を記載する。(燈台部)
(ロ)1036番(「蔭ノ尾島」燈台)の燭光数欄"(アセチレンガス燈)4/10 VI"を"(電燈)15/10"に改記する。(燈台部)
(4)27年4号
表紙索引の本州南岸欄中、「伊勢湾(項外33)」を「伊勢湾(項外32)」に、内海欄中、「掃海水路(32)」を「掃海水路(項外33)」に各改記する。(水路部)
(5)27年137項
(イ)誌類欄中「2699番、2700番」を「2103番、2104番」に改記する。
(ロ)同項別紙中(戸畑Cおよび戸畑D各立標)の番号欄"2699"を"2103"に、"2700"を"2104"に各改記する。
●27年170項
書誌新刊

番号	書名	刊行年月	定価(円)
書誌	水路要報	昭27—2	60
第981号	第28号		

●項　外
(65)日本沿岸　射撃および爆撃訓練について
連合国空軍(314師団)は日本沿岸において昭和27年2月15日から同年2月29日まで下記区域内で射撃および爆撃訓練を実施する、なお危険区域および訓練時間は従前通りである。
(イ)角島西方空戦訓練区域(海図196号参照)
(ロ)美保湾対地射撃および爆撃訓練区域(海図116号参照)
(ハ)地蔵埼東方空戦訓練区域(海図1172号参照)
(ニ)酒田港西方空戦訓練区域(海図145号参照)
(ホ)三沢対地射撃および爆撃訓練区域(海図53号参照)
(ヘ)八戸港東南東方空戦訓練区域(海図53号参照)
(ト)那珂湊港北方対地射撃および爆撃訓練区域(海図62号参照)
(チ)粟島灘空戦訓練区域(海図62号参照)
(リ)大野原島附近対地射撃および爆撃訓練区域(海図61号参照)
(ヌ)熊野灘空戦訓練区域(海図93号参照)

第7531号

昭27.2.16.

P.350

(ル)姫小島南方対地射撃および爆撃訓練区域(海図142号参照)
(ヲ)大村湾対地射撃および爆撃訓練区域(海図1231号参照)
(ワ)芦屋港北方対地射撃および爆撃訓練区域(海図1228号参照)
(カ)鳥島爆撃訓練区域(海図1208号参照)
備考　27年3号項外(21)(ワ)中、経度"130° 37′ 00″ N."を"130° 38′ 00″ E"に訂正する。
(書誌461号および27年3号項外(21)各参照)(外務省)

(66)本州北西岸　宮津湾北東方——鷲埼附近　標識存在
鷲埼附近の下記3位置に定置漁網標示の標識が設置してある。
位置　(イ)鷲埼の北北東方約1.3M 35° 40.7′ N.、135° 19.0′ E.(概位)
(ロ)鷲埼の南南西方約0.5M
(ハ)鷲埼の南西方約0.6M
期間　昭和27年2月末日まで
備考　上記各標識には夜間紅燈を点ずる。
(海図1166号参照)(第8管区海上保安本部)

(67)本州北西岸——敦賀港　航泊禁止区域設定
「旧笙ノ川」河口東側の下記区域内は港湾工事施行中のため一般船舶の航泊を禁止する。
区域　南防砂堤燈台(明暗紅光)から151° 280m(35° 39.4′ N.、130° 04.1′ E.概位)の岸壁角から岸壁に沿い上流175m間の幅20mの区域内海面
期間　昭和27年3月31日まで
標識　上記工事区域標示のため作業地点に紅旗が設置してある。
(海図160号(敦賀湾)参照)(第8管区海上保安本部)

(68)本州北西岸——七尾南湾湾口　浮標破損
鹿礁浮標(37° 06.2′ N.、137° 01.3′ E.概位)の頭標は破損している。
(海図158号、書誌411号. 2675番および(近刊)誌411号. 8138番各参照)(燈台部)

(69)本州北西岸——岩船港　燈柱消燈
岩船港燈柱(38° 11.4′ N.、139° 26.2′ E.概位)は昭和27年2月4日消燈した。(海図145号、書誌411号. 945.7番および(近刊)書誌411号. 1273番各参照)(燈台部)

(70)本州北西岸——小泊港　水中障害物存在
防波堤附近(41° 07.9′ N.、140° 17.8′ E.概位)に水中障害物(機雷、1個)が存在する、附近航泊の船舶は注意を要する。(海図23号(小泊湾)参照)(航路啓開本部)

(71)本州東岸——八戸港北方　対空射撃訓練実施
連合国軍は八戸港北方砂漆附近において下記期間中対空射撃訓練を実施する、附近航行の船舶は注意を要する。
区域　40° 49′ N.、141° 24′ E.の地点を中心とする半径約15.3M(31,000 yds.)の圏内海面
期間　昭和27年2月18日—同年3月4日、毎日1000—1700
(海図53号および書誌461号. 15ページ各参照)(外務省)

(72)本州東岸——九十九里浜　対空射撃訓練期間延長
九十九里浜片貝町附近における連合国軍の対空射撃訓練は昭和27年3月4日まで延期した、附近航行の船舶は注意を要する。
区域　片貝町附近(35° 30′ N.、140° 26′ E.)を中心とする半径約15.3M(31,000 yds.)の圏内海面
期間　昭和27年2月18日—同年3月4日
訓練時間　毎週月曜日—金曜日、毎日1200—1800
(海図87号、書誌461号. 25ページおよび27年5号項外(30)各参照)(外務省)

(73)内海　備讃瀬戸西部——多度津港燈柱消燈
多度津港外港西防波堤燈柱(34° 16.4′ N.、133° 44.6′ E.概位)は昭和27年1月31日消燈した。(海図154号(多度津港)、書誌411号. 545番および(近刊)書誌411号. 3309番各参照)(燈台部)

(74)四国南岸——高知港　導燈消燈
高知港種崎導燈(前燈)(33° 30.3′ N.、133° 34.5′ E.概位)は消燈している。(海図110号(分図共)、書誌411号. 358番および(近刊)書誌411号. 4113番各参照)(燈台部)

(75)九州西岸——阿久根港　燈台消燈
阿久根港防波堤燈台(32° 00.9′ N.、130° 11.7′ E.概位)は昭和27年1月28日消燈した。(海図192号(阿久根港)、書誌411号. 1143番および(近刊)書誌411号. 5218番各参照)(燈台部)

(76)九州西岸——佐世保港および附近燈浮標について
「タキセ」燈浮標(33° 08.9′ N.、129° 36.7′ E.概位)、面高沖燈浮標(33° 04.9′ N.、129° 38.5′ E.概位)、浅瀬燈浮標(33° 04.1′ N.、129° 37.3′ E.概位)および「オトナセ」燈浮標(33° 04.1′ N.、129° 35.8′ E.概位)は塗色の一部を黄色に各変更している。(海図204号、1232号、書誌411号. 1080.5番、1082.13—15番および(近刊)書誌411. 5279番、5280番、5282番、5295番各参照)(燈台部)

(77)訂正
27年3号項外(21)の(ホ)中"38° 00′ 00″ N."を"36° 00′ 00″ N."に訂正する。(水路部)

(78)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
(イ)漂流物			
1月31日 氷塊	北海道東岸根室海峡一帯 44° 00′ N.、145° 36′ E.	42	釧路警備救難署
2月5日1345 難破船	本州東岸久慈湾の北北東方約3M 40° 13.6′ N.、141° 53.4′ E.	53	めいおう丸報
2月6日0640 浮標	東京海湾観音埼燈台の北北東方約1M 35° 16.0′ N.、139° 45.5′ E.	1081	さかえ丸報
2月6日1450 係船浮標	内海周防灘姫島燈台の北北西方約2.3M 33° 45.8′ N.、131° 41.3′ E.	1101	第7管区海上保安本部
2月7日0700 機帆船	下関海峡西口六連島の南東方約0.2M 33° 58.0′ N.、130° 52.5′ E.	1226	金龍山丸報
2月7日1250 浮標	本州南岸「城ケ島」燈台の南方約2.5M 35° 05.4′ N.、139° 36.9′ E.	1063	巡視船しぎ報
(ロ)浮流機雷			
2月8日1630 (処分済)	本州北西岸橋立港の北西方約9M 36° 26.5′ N.、136° 10.5′ E.	159	第9管区海上保安本部
(ハ)漂着機雷			
2月6日1030 (処分済)	本州北西岸「経ケ岬」の南西方約1Mの袖志海岸 35° 45.6′ N.、135° 12.5′ E.	161	第8管区海上保安本部
2月7日0300 (爆発)	本州北西岸恵曇港の西方約4Mの海岸 35° 30.5′ N.、132° 53.4′ E.	133	境海上保安部

●近刊予告
(1)海図新刊
117号　敦賀港　1万分の1
134号　姫路港飾磨及広畑　1万分の1
(2)海図改版
1101号　周防灘及近海　12万5千分の1(Lat. 35° N.)
(3)書誌新刊
981号　水路要報第29号(昭和27年4月1日刊行)

◉郵政省告示第四十一号

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第三十三条の規定に基き、万国郵便連合加入七十五年記念のため、昭和二十七年二月十九日から次の様式の五円及び十円郵便切手を発行する。

昭和二十七年二月十六日

郵政大臣　佐藤栄作

様式
五円式
郵便切手

寸法　縦二二・五ミリ　横二二ミリ
色　黒色
意匠　地球と北斗七星

十円式
郵便切手

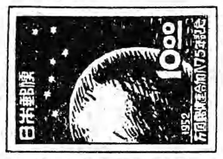

寸法　縦二二・五ミリ　横二二ミリ
色　暗い青緑色
意匠　地球と北斗七星

◉郵政省告示第四十二号

郵便規則(昭和二十二年逓信省令第三十四号)第三條及び外国郵便規則(昭和二十五年郵政省令第十二号)第五條の規定に基き、万国郵便連合加入七十五年を記念して次のように特殊通信日附印を使用する。

昭和二十七年二月十六日

郵政大臣　佐藤栄作

一、使用局
特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局(鉄道郵便局を除く。)

二、使用期間
昭和二十七年二月十九日から同二月二十五日まで

三、使用方法
料金を完納した書状並びに通常葉書及び往復葉書の引受に使用する。但し、その希望で郵便局の窓口に差出したものに限る。なお、郵政省発行郵便葉書(旧料金のものは、貼付料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る。)及び記念の目的ではつた五円以上の郵便切手に対し、消印のもとのに応ずる。

四、形式
次のとおりとする。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局がある場合は、局名を区別しないで、すべてその市名を表示する。

◉電気通信省告示第四十六号

郵便局に電話交換業務を開始する。

昭和二十七年二月十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
上野郵便局	千葉県東葛飾郡上野村

◉電気通信省告示第四十九号

郵便局に電話交換業務を開始する。

昭和二十七年二月十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
岩船郵便局	新潟県岩船郡村上市
下川沿郵便局	秋田県北秋田郡下川沿村
帯広郵便局	北海道十勝郡帯広市
平郵便局	福島県磐城郡平市
大宇郵便局	福島県双葉郡大宇村
川内郵便局	鹿児島県薩摩郡川内市
三戸郵便局	青森県三戸郡三戸町

◉電気通信省告示第四十八号

郵便局に電話交換業務を開始する。

昭和二十七年二月十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
上野郵便局	千葉県東葛飾郡上野村

◉電気通信省告示第四十七号

次の郵便局に下記の日から、電話通話業務を開始した。

昭和二十七年二月十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置	開始年月日
松島郵便局	宮城県宮城郡松島町	三七、二、一
下川沿郵便局	秋田県北秋田郡下川沿村	三七、二、一
帯広郵便局	北海道十勝郡帯広市	三七、二、一
岩沢郵便局	新潟県岩船郡村上市	同
平郵便局	福島県磐城郡平市	同

◉電気通信省告示第四十五号

昭和二十七年二月五日限り、次の郵便局の電話交換業務を廃止した。但し、その業務は下記の地方電気通信監督局が承継した。

昭和二十七年二月十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置	承継局
大分郵便局	大分県大分市	福岡電気通信監督局
宗像郵便局	福岡県宗像郡大島村	福岡電気通信監督局
田川郵便局	福岡県田川郡田川市	福岡電気通信監督局
高田郵便局	千葉県安房郡富浦村	東京電気通信監督局

◉電気通信省告示第五十号

昭和二十七年二月五日限り、次の郵便局の電話交換業務を廃止した。但し、その業務は下記の地方電気通信監督局が承継した。

昭和二十七年二月十六日

電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置	承継局
大分郵便局	大分県大分市	福岡電気通信監督局
宗像郵便局	福岡県宗像郡大島村	福岡電気通信監督局
田川郵便局	福岡県田川郡田川市	福岡電気通信監督局
高田郵便局	千葉県安房郡富浦村	東京電気通信監督局

◉建設省告示第百二十九号

富山特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十号

高岡都市計画街路を次のように変更する。

市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十一号

高岡都市計画街路事業及びその執行年度例を次のように決定する。

市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十二号

富山都市計画街路沿川(四方町の部)及び同事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、富山県庁及び郡四方町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十三号

富山都市計画富山南部土地区画整理を次のように決定する。

市役所に備え置いて縦覧に供する。

その関係図書は、富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十四号

入善都市計画街路及び同事業並びにその執行年度例を次のように決定する。

その関係図書は、富山県庁及び下新川郡入善町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十五号

新湊都市計画街路及び同事業並びにその執行年度例を次のように決定する。

市役所に備え置いて縦覧に供する。

その関係図書は、富山県庁及び新湊市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十六号

大沢野都市計画街路及び同事業並びにその執行年度例を次のように決定する。

その関係図書は、富山県庁及び下新川郡大沢野町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十七号

大石都市計画街路を次のように決定する。

その関係図書は、山梨県庁及び南都留郡大石村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十八号

魚津都市計画街路変更追加及び同事業並びにその執行年度例を次のように決定する。

その関係図書は、富山県庁及び下新川郡魚津町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

◉建設省告示第百三十九号

昭和二十一年九月十日戦災第一、八九二号で施行を命じた高知特別都市計画土地区画整理事業の完了期限を昭和二十九年度に改めた。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

◉建設省告示第百四十号

高岡都市計画公園及び同事業並びにその執行年度例を次のように決定する。

その関係図書は、富山県庁及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十六日

建設大臣　野田卯一

(「次のように」は省略)

正誤

昭和二十六年十二月二十一日電波監理委員会告示第二千三百九十八号に別表として次の地図を加えるはずの誤り。電波監理委員会官報報告主任

昭27.2.16. 第7531号

国会事項

○衆議院

◉政府委員承認 二月十四日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

（建設大臣官房会計課長事務取扱）建設事務官 金子 一平

◉議案提出 二月十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

◉議事日程 二月十五日の議事日程は左の通り。

議事日程 第十二号

昭和二十七年二月十五日（金曜日）

午前十時開議

第一 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案（第十二回国会内閣提出、同参議院送付）（委員長報告）

同参議院送付）（委員長報告）二月十四日内閣から左の議案が送付された。

◉議案受領（予備審査）

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

◉議案付託（予備審査）二月十四日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件（関承認第一号）

電気通信委員会に付託

◉報告書提出 二月十二日委員長から左の報告書を提出した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案可決報告書

外務委員会請願審査報告書第一号同

特別報告第一号

外務委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

又同十三日委員長から左の報告書を提出した。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案修正議決報告書

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月十六日

勲五等 岡本 一

勲四等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十七年二月七日

正五位 瓜生 和夫

従四位に叙する

故地方技官正五位 瓜生 和夫

特旨を以て位一級追陞せられる（二月十一日）

（建設大臣官房会計課長事務取扱）建設事務官 金子 一平

第十三回国会政府委員を命ずる

建設大臣官房会計課長 植田 俊雄

第十三回国会政府委員を免ずる（以上二月十四日）

○行政管理庁

◉昭和二十七年二月十二日

農林事務官 岡本 貞良

総理府事務官に兼ねて任命する

農林事務官兼総理府事務官 伊東 正義

兼官を免ずる

総理府事務官 岡本 貞良

行政管理庁監察部勤務を命ずる（二月十二日）

○文部省

文部教官 原田 隆宜

弘前大学 弘前医科大学講師に補する（二十六年十二月一日）

同 佐藤 弘朗

願により本官を免ずる（一月十五日）

同 野口源三郎

埼玉大学教育学部長林伝次病気引籠中事務代理を命ずる

同 藤井 清

兼ねて福井大学講師に補する（以上一月十六日）

同 宇山 安夫

大阪大学医学部附属病院長に補する

同 福島 寛四

大阪大学医学部附属病院長を免ずる

同 鉛木 倉次

山口大学教授に補する

同 白川吾一郎

徳島大学医学部附属病院長を免ずる

同 高橋麟太郎

願により本官を免ずる（以上一月三十一日）

同 相川 孝作

山梨大学助教授に補する

同 森 東吾

大阪大学教務課長を命ずる

文部事務官 吉田 孝一

大阪大学教務課長事務取扱を免ずる

文部教官 飯田 無二

徳島大学医学部附属病院長に補する

同 桃崎順二郎

熊本大学助教授に補する

同 立川 渕郎

熊本大学講師に補する（以上二月一日）

○通商産業省

◉昭和二十六年一月十六日

経済安定技官 八束 陽一

通商産業技官に任命する

◉昭和二十六年二月一日

経済安定事務官 植岡 豪

通商産業事務官に任命する

経済安定技官 越野 徹二

（各通）

鉱務監督官 伊藤 政一

通商産業技官に任命する

通商産業事務官 宮下 二郎

（各通）

同 河野 通夫

通商産業技官 小酒井正平

願に依り本官を免ずる（二十六年十二月三十一日）

同 川久保 元

願に依り本官を免ずる（一月一日）

通商産業事務官 大熊 正雄

願に依り本官を免ずる（一月十五日）

通商産業技官 八束 陽一

通商化学局勤務を命ずる

同 八束 陽一

願に依り本官を免ずる

通商産業事務官 羽取 浩

特許庁へ出向を命ずる（以上一月十六日）

願に依り鉱工品貿易公団清算人を免ずる

武田 清海

願に依り繊維貿易公団清算人を免ずる

根岸 保吉

（以上一月三十一日）

通商産業事務官 植岡 豪

通商局勤務を命ずる

同 花村 信平

通商企業局勤務を命ずる

同 笹淵 勇

通商化学局勤務を命ずる

通商産業技官 加藤 貞夫

（各通）

同 越野 徹二

通商繊維局勤務を命ずる

同 伊藤 政一

（各通）

通商産業事務官 北川 安重

東京通商産業局勤務を命ずる

同 渡辺 敏雄

資源庁へ出向を命ずる

同 兒玉 一三

中小企業庁へ出向を命ずる

同 大阪 保男

物価庁へ出向を命ずる

通商産業技官 伊藤 政一

願に依り本官を免ずる（以上二月一日）

通商産業事務官 山里 将清

願に依り本官を免ずる（二月五日）

通商産業技官 沖津 俊象

（各通）

同 相川 恭亮

願に依り本官を免ずる（二月十五日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第43号

日本国有鉄道停車場規則（昭和24年7月日本国有鉄道公示第75号）の一部を次のように改正する。

昭和27年2月16日

（内閣総裁。但し、昭和27年2月16日鉄道公報参照）

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

◉日本国有鉄道公示第44号

昭和27年2月18日から北旅鉄道引・法華口間に次の停車場を設置し、旅客の取扱を開始する。

昭和27年2月16日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

停車場名 所在地

白 駒 兵庫県加西郡北条村大字田原 キロ 1.1キロメートル

北旅鉄道引・田原間

田原・法華口間 1.5〃

正誤

昭和27年1月31日日本国有鉄道公示第23号末行「弘川口西浜町及熊口」は「近江今津西浜町及熊口」の誤り。

日本国有鉄道運賃部旅客主任

総理府公告

◉公益事業委員会公告第二号

昭和二十七年二月五日附公益事業委員会公告第一号の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十六日

公益事業委員会委員長 松本 烝治

各件名に係る聴聞の期日を「別に公告する日」に改める。

法務府公告

○押収物還付公告

松江区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領置第四七号（岡山税大に対する言論出版集会指社等臨時取締法違反事件）

一、貯蓄債券 七枚

一、貯蓄債券破損せるもの 十枚

○昭和二十六年領置第三六号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）

一、換価金 九百二十七円也（梗精米）

○昭和二十六年領置第三六号（同）

一、紙袋 一枚

一、風呂敷 一枚

○同領置第三六七号（同）

一、換価金 九百十二円也（糯精米）

一、ゴム袋 一枚

一、風呂敷 一枚

今津区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年押第八号（泉譲作食糧管理法違反事件）

一、米換価金 一百三十二円八十六銭

○同押第九号（青木春代同）

一、同 九十三円三十六銭

○昭和二十四年押第一一七号（吉田てる同）

一、同 五百一円九十四銭

二、同 買出用布袋 一枚

○同押第一九号（中福順同）

一、米換価金 六百六十四円二十二銭

○同押第一二一号（山本春子ことイビルスイ同）

一、同 五百六十二円三十三銭

二、同 一三八号（金李祥同）

○同押第一四三号（吉田英子同）

一、同 五百二十八円三十六銭

○同押第一三九号（山川初子同）

一、同 四百十九円一十七銭

二、防弾チョッキ 一枚

○同押第一四〇号（金判守こと木村二郎同）

一、同 三百四十七円二十一銭

二、防弾チョッキ 一枚

○同押第一四三号（吉田英子同）

一、米換価金 五百三十二円

○同押第一四七号（ハイハル子同）

一、同 七百四十七円二十五銭

○同押第一五一号（松浦きみ子同）

一、同 五百九十二円五十一銭

○昭和二十五年押第三八〇号（大西さゑ食糧管理法違反事件）

一、同 四百三十円

○同押第一二一号（山本春子ことイビルスイ同）

一、落綿メリヤス大人用上下 一

三、同 メリヤス子供ハックレット 一

六、同 メリヤス子供ボッコ足袋 一

九、同 一

一、同 一

○同押第一二一号（山本春子ことイビルスイ同）

一、同 五百六十二円三十三銭

二、同 一三八号（金李祥同）

○同押第一四三号（吉田英子同）

一、同 五百二十八円三十六銭

○同押第一三九号（山川初子同）

一、同 四百十九円一十七銭

二、防弾チョッキ 一枚

○同押第一四〇号（金判守こと木村二郎同）

一、同 三百四十七円二十一銭

二、防弾チョッキ 一枚

○同押第一四三号（吉田英子同）

一、米換価金 五百三十二円

○同押第一四七号（ハイハル子同）

一、同 七百四十七円二十五銭

○同押第一五一号（松浦きみ子同）

一、同 五百九十二円五十一銭

○昭和二十五年押第三八〇号（大西さゑ食糧管理法違反事件）

一、同 四百三十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年領第二五二号（山田春吉臨時物資需給調整法違反事件）

一、落綿スフ交織女子作業服上下 一

二、同 一

三、同 一

四、同 一

五、落綿メリヤス大人用上下 一

六、メリヤス子供ハックレット 一

七、同 一

八、メリヤス子供ボッコ足袋 一

九、同 一

一〇、同 一

一一、国防色スフベネション国防色服上下 一

一二、黒作業ズボン 一

一三、同 綿木綿ズボン 一

一四、綿スフサージズボン 一

一五、同 一

一六、綿ネル作業シャツ 一

一七、綿ステン折衿上衣 一

一八、同 一

一九、同 一

二〇、花紺色綿天竺 二・五ヤール

二一、同 五ヤール

二二、毛交織巻脚袢 一

二三、茶防水外被 一

二四、同 一

二五、茶羅紗外套 一

二六、同 一

二七、紺色羅紗半外套 一

二八、茶羅紗ステン衿上下 一

昭27.2.16. 第7531号

二、九、綿スフ白シャツ　一
三〇、紺大呂敷　一
○同第二六〇号（不詳同）
一、同、小型電池　一
○昭和二十三年領第一〇号（田原藤太外一名同）
一、バッテリー　一
○同第一三七号（先裂袋状同）
一、同、小刃　一
○同第二七〇号（長栖慶一郎臨時物資需給調整法違反事件）
二、畳表合計　四一
二、注文書外　四
○昭和二十四年領第五一号（中川恒雄外一名傷害事件）
一、鉄棒　一
○同第九一号（山下元治贓物收受並贓物故買事件）
一、背広上衣　一
一、作業ズボン　二
三、ワイシャツ　一
二、マフラー　一
四、スキー手袋　一
五、袢天帯　一
六、婦人黒布短靴　一足
七、木綿反物　双
八、晒布茶碗物　一
九、湯呑茶碗　五
一〇、風呂敷　二五
一一、靴下　一
一二、ゲートル　一
一三、煙草入　一
○昭和二十五年領第一三一号（猿子三郎外六名物価統制令違反事件）
一、毛布　一
五、袴下　一
○同第二一号（日本共産党釧路委員会名寄支部三五号損）
一、ビラ　一
○昭和二十五年裁判所領第七一号（佐藤清一、山田努、佐々木良治、佐々木一男、山田清純逃走常習特殊窃盗等事件）
一、現金　八千円

釧路区検察庁
刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十二年領第二六二号（不詳男二名位北海道漁業取締規則違反事件）
○同第二八五号（崎野菊治賭博事件）
一、現金　四千三百円
五、生鮭　換価金　十五円
四、ゴム前掛　一
三、煙草入　一
二、幟流網　二
一、同　一
○同第三〇号（不詳北海道漁業取締規則違反事件）
○同第三五号（不詳男三名同）
一、流網　一
○同第三六号（不詳同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第三七号（不詳同）
一、同、刺網　一
○同第三八号（同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第三九号（同）
一、同、刺網　一
○同第四〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第四一号（同）
一、同、刺網　一
○同第四二号（同）
一、同、生鮭　換価金　六十円
○同第四三号（同）
一、同、刺網　一
○同第四四号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百十円
○同第四五号（同）
一、同、刺網　一
○同第四六号（同）
一、同、生鮭　換価金　六百円
○同第四七号（同）
一、同、刺網　一
○同第四八号（同）
一、同、生鮭　換価金　九百円
○同第四九号（同）
一、同、刺網　一
○同第五〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　三千一百円
○同第五一号（同）
一、同、刺網　一
○同第五二号（同）
一、同、生鮭　換価金　三千九百二十円
○同第五三号（同）
一、同、刺網　一
○同第五四号（同）
一、同、生鮭　換価金　三千九百円
○同第五五号（同）
一、同、刺網　一
○同第五六号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百円
○同第五七号（同）
一、同、刺網　一
○同第五八号（同）
一、同、生鮭　換価金　百五十円
○同第五九号（同）
一、同、刺網　一
○同第六〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　九百六十円
○同第六一号（同）
一、同、刺網　一
○同第六二号（同）
一、同、生鮭　換価金　百円
○同第六三号（同）
一、同、刺網　一
○同第六四号（同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第六五号（同）
一、同、刺網　一
○同第六六号（同）
一、同、生鮭　換価金　三百五十円
○同第六七号（不詳男三名同）
一、流網　一
○同第六八号（同）
一、同、二千八百五十円
○同第六九号（同）
一、同、刺網　一
○同第七〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百八十円
○同第七一号（同）
一、同、刺網　一
○同第七二号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百円
○同第七三号（同）
一、同、刺網　一
○同第七四号（同）
一、同、生鮭　換価金　一千七百六十円
○同第七五号（同）
一、同、刺網　一
○同第七六号（同）
一、同、生鮭　換価金　一千七百円
○同第七七号（同）
一、同、刺網　一
○同第七八号（同）
一、同、生鮭　換価金　一千円
○同第七九号（同）
一、同、刺網　一
○同第八〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　二千八百五十円
○同第八一号（同）
一、同、刺網　一
○同第八二号（同）
一、同、生鮭　換価金　九百十円
○同第八三号（不詳男二名同）
一、風呂敷　一
○同第八四号（不明同）
一、雨カッパ用の帽子　一
○同第八五号（不詳男二名同）
一、中古リュック　一
○同第八六号（秋山泰平同）
一、同、刺網　一
○同第八七号（同）
一、同、生鮭　換価金　百五十円
○同第八八号（同）
一、同、刺網　一
○同第八九号（同）
一、同、生鮭　換価金　三百五十円
○同第九〇号（不詳北海道漁業取締規則違反事件）
○同第九一号（同）
一、同、刺網　一
○同第九二号（同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第九三号（同）
一、同、刺網　一
○同第九四号（同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第九五号（同）
一、同、刺網　一
○同第九六号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百円
○同第九七号（同）
一、同、刺網　一
○同第九八号（同）
一、同、生鮭　換価金　百円
○同第九九号（同）
一、同、刺網　一
○同第一〇〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　三千円
○同第一〇一号（同）
一、同、刺網　一
○同第一〇二号（同）
一、同、生鮭　換価金　三十円
○同第一〇三号（同）
一、同、刺網　一
○同第一〇四号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百十円
○同第一〇五号（同）
一、同、刺網　一
○同第一〇六号（同）
一、同、生鮭　換価金　六十円
○同第一〇七号（同）
一、同、刺網　一
○同第一〇八号（同）
一、同、生鮭　換価金　六百円
○同第一〇九号（同）
一、同、刺網　一
○同第一一〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　六百円
○同第一一一号（同）
一、同、刺網　一
○同第一一二号（同）
一、同、生鮭　換価金　二百円
○同第一一三号（同）
一、同、刺網　一
○同第一一四号（同）
一、同、生鮭　換価金　百円
○同第一一五号（同）
一、同、刺網　一
○同第一一六号（同）
一、同、生鮭　換価金　三百円
○同第一一七号（同）
一、同、刺網　一
○同第一一八号（同）
一、同、生鮭　換価金　九百六十円
○同第一一九号（同）
一、同、刺網　一
○同第一二〇号（同）
一、同、生鮭　換価金　百五十円
○同第一二一号（同）
一、同、刺網　一
○同第一二二号（同）
一、同、生鮭　換価金　二千二百円
○同第一二三号（同）
一、同、刺網　一
○同第一二四号（秋山泰平同）
一、同、生鮭　換価金　百五十円
○同第一二五号（同）
一、同、刺網　一
○同第一二六号（同）
一、同、生鮭　換価金　三百円
○同第一二七号（同）
一、同、刺網　一
○同第一二八号（同）
一、同、生鮭　換価金　三百円
○同第一二九号（同）
一、同、刺網　一
○同第一三〇号（不詳北海道漁業取締規則違反事件）
○同第一三五号（不詳男三名同）
一、流網　一
○同第一三六号（不詳同）
一、同、生鮭　換価金　二百円
○同第一三七号（同）
一、同、二千八百五十円
○同第一三八号（同）
一、流網　二
○同第一三九号（同）
一、同、生鮭　換価金　一千七百六十円
○同第一四〇号（同）
一、同、引一　一
二、生鮭　換価金　二百八十円
○昭和二十三年領第二二一号（同）
一、刺網　九
○同第一五号（同）
一、同第一九一号（三谷喜一郎食糧管理法違反事件）
一、現金　換価金　一千七百三十六円
○昭和二十四年領第一〇号（米沢孝之同）
一、玄裸麦　換価金　一千三百二十九円十三銭
○同第一三号（武田辰次郎同）
一、粳白米、糯玄米　換価金　九百四十二円十四銭
○同第一九号（佐藤ミエ同）
一、糯玄米、麦　換価金　六百七十八円五十四銭
○同第三七号（市川豆同）
一、中長　換価金　八百二円十銭
○同第五一号（本田與吉同）
一、白米　換価金　六百八十七円九十六銭
○同第七四号（藤原藤一同）
一、粳白米　換価金　一千七百六十一円十九銭
○同第七九号（佐藤勇同）
一、ビルマ豆　換価金　一千二百四十八円四十銭
○同第八六号（山本松男同）
一、大豆　換価金　七百七十四円一銭
○同第一六〇号（久保田ヨシ子同）
一、粳玄米　換価金　九百八十円二十九銭
○同第一六一号（佐々木トシ子同）
一、同　二千円四十五銭
○同第一六六号（吉田登同）
一、同　六百二十一円四十銭
○同第一八二号（菅原貞男同）
一、粳白米　換価金　一千三百十二円五十九銭
○同第三五号（不詳男三名同）
一、同　三百九十円
○同第三六号（不詳同）
一、同　五十五円
二、ヒツカケ針　一
○同第六二二号（山本勇吉食糧管理法違反事件）
一、大豆　換価金　九千百七十三円
二、小豆　三十一銭
○同第六八二号（氏名不詳同）
一、小豆　換価金　五千四百五十三円
四、葉豆
五、リュックサック　一
○同第六八三号（同）
一、小豆　換価金　二千百九十円
○同第六八四号（同）
一、袋　二
○同第六八六号（同）
一、粳白米　換価金　二千二十九円
○同第六八五号（同）
一、リュックサック　一
○同第六八六号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　換価金　百六十円
○同第七一九号（同）
一、刺網　一
五、流網　千円
○同第八〇号（山田就大こと崔学洙食糧管理法違反事件）
一、小豆　換価金　四千三百八十円
○昭和二十六年領第七四号（山田キヨ又は二川キヨ同）
一、荷札　一六
換価金　一千三百六十円
○同第八四号（松村富二同）
一、小豆　換価金　九円
○同第八五号（山本永一同）
一、小豆　換価金　四千六円
○同第八六号（太田幸夫同）
一、箱　小豆
○同第八七号（谷山正男同）
一、小豆　換価金　三千三百八十五円
○同第八八号（吉田金太郎同）
一、袋　換価金　八千百十九円
○同第八九号（坂田幸一同）
一、箱　小豆　換価金　四千六百五十八円
○同第九〇号（中村信一同）
一、箱　換価金　四千三百三十二円
○同第九一号（大竹幸同）
一、小豆　換価金　一万一千百八十二円
○同第九二号（加茂留吉同）
一、小豆　換価金　八千百十九円
○同第九三号（山川忠一同）
一、箱　換価金　一万五千六十九円
○同第九四号（吉田金太郎同）
一、小豆　換価金　五千三百八円
○同第九五号（岡田三郎同）
一、箱　換価金　七千八百六十八円
○同第九六号（文康助こと大山弘同）
一、葉豆　換価金　四千六百二十四円
○同第九七号（正木賢三鉄道営業法、窃盗事件）
一、リュックサック　一
二、風呂敷　一
三、綿袋　一
四、掘り飯　一
○同第五五九号（千田一夫窃盗事件）
一、中古中折帽（緑）　一
二、番ガサ　一
○同第七一四号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、流網　一
○同第七一九号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
○同第七二〇号（不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　換価金　一千八百円
○同第七一五号（同）
一、同　五十五円
○同第七一六号（高橋菅三郎同）
一、同　五十五円
○同第七一七号（小林政男同）
一、同　五十五円
○同第七一八号（氏名不詳同）
一、箱　小豆　換価金　三千三百八十五円
○同第七一九号（吉田三郎食糧管理法違反事件）
○同第七二〇号（高橋正一こと松山正夫同）
一、箱　小豆　換価金　三千百十四円
○同第七二一号（同）
一、同　五十五円
○同第七二二号（同）
一、同　五十五円
○同第七二三号（同）
一、同　五十五円
○同第七二四号（同）
一、同　五十五円
○同第七二五号（同）
一、同　五十五円
○同第七二六号（同）
一、同　五十五円
○同第七二七号（同）
一、同　五十五円
○同第七二八号（同）
一、同　五十五円
○同第七二九号（同）
一、同　五十五円
○同第七三〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七三一号（同）
一、同　五十五円
○同第七三二号（同）
一、同　五十五円
○同第七三三号（同）
一、同　五十五円
○同第七三四号（同）
一、同　五十五円
○同第七三五号（同）
一、同　五十五円
○同第七三六号（同）
一、同　五十五円
○同第七三七号（同）
一、同　五十五円
○同第七三八号（同）
一、同　五十五円
○同第七三九号（同）
一、同　五十五円
○同第七四〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七四一号（同）
一、同　五十五円
○同第七四二号（同）
一、同　五十五円
○同第七四三号（同）
一、同　五十五円
○同第七四四号（同）
一、同　五十五円
○同第七四五号（同）
一、同　五十五円
○同第七四六号（同）
一、同　五十五円
○同第七四七号（同）
一、同　五十五円
○同第七四八号（同）
一、同　五十五円
○同第七四九号（同）
一、同　五十五円
○同第七五〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七五一号（同）
一、同　五十五円
○同第七五二号（同）
一、同　五十五円
○同第七五三号（同）
一、同　五十五円
○同第七五四号（同）
一、同　五十五円
○同第七五五号（同）
一、同　五十五円
○同第七五六号（同）
一、同　五十五円
○同第七五七号（同）
一、同　五十五円
○同第七五八号（同）
一、同　五十五円
○同第七五九号（同）
一、同　五十五円
○同第七六〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七六一号（同）
一、同　五十五円
○同第七六二号（同）
一、同　五十五円
○同第七六三号（同）
一、同　五十五円
○同第七六四号（同）
一、同　五十五円
○同第七六五号（同）
一、同　五十五円
○同第七六六号（同）
一、同　五十五円
○同第七六七号（同）
一、同　五十五円
○同第七六八号（同）
一、同　五十五円
○同第七六九号（同）
一、同　五十五円
○同第七七〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七七一号（同）
一、同　五十五円
○同第七七二号（同）
一、同　五十五円
○同第七七三号（同）
一、同　五十五円
○同第七七四号（同）
一、同　五十五円
○同第七七五号（同）
一、同　五十五円
○同第七七六号（同）
一、同　五十五円
○同第七七七号（同）
一、同　五十五円
○同第七七八号（同）
一、同　五十五円
○同第七七九号（同）
一、同　五十五円
○同第七八〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七八一号（同）
一、同　五十五円
○同第七八二号（同）
一、同　五十五円
○同第七八三号（同）
一、同　五十五円
○同第七八四号（同）
一、同　五十五円
○同第七八五号（同）
一、同　五十五円
○同第七八六号（同）
一、同　五十五円
○同第七八七号（同）
一、同　五十五円
○同第七八八号（同）
一、同　五十五円
○同第七八九号（同）
一、同　五十五円
○同第七八〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七八一号（同）
一、同　五十五円
○同第七八二号（同）
一、同　五十五円
○同第七八三号（同）
一、同　五十五円
○同第七八四号（同）
一、同　五十五円
○同第七八五号（同）
一、同　五十五円
○同第七八六号（同）
一、同　五十五円
○同第七八七号（同）
一、同　五十五円
○同第七八八号（同）
一、同　五十五円
○同第七八九号（同）
一、同　五十五円
○同第七九〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七九一号（同）
一、同　五十五円
○同第七九二号（同）
一、同　五十五円
○同第七九三号（同）
一、同　五十五円
○同第七九四号（同）
一、同　五十五円
○同第七九五号（同）
一、同　五十五円
○同第七九六号（同）
一、同　五十五円
○同第七九七号（同）
一、同　五十五円
○同第七九八号（同）
一、同　五十五円
○同第七九九号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇一号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇二号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇三号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇四号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇五号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇六号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇七号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇八号（同）
一、同　五十五円
○同第七〇九号（同）
一、同　五十五円
○同第七一〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七一一号（同）
一、同　五十五円
○同第七一二号（同）
一、同　五十五円
○同第七一三号（同）
一、同　五十五円
○同第七一四号（同）
一、同　五十五円
○同第七一五号（同）
一、同　五十五円
○同第七一六号（同）
一、同　五十五円
○同第七一七号（同）
一、同　五十五円
○同第七一八号（同）
一、同　五十五円
○同第七一九号（同）
一、同　五十五円
○同第七二〇号（同）
一、同　五十五円
○同第七二一号（同）
一、同　五十五円
○同第七二二号（同）
一、同　五十五円
○同第七二三号（同）
一、同　五十五円
○同第七二四号（同）
一、同　五十五円
○同第七二五号（同）
一、同　五十五円
○同第七二六号（同）
一、同　五十五円
○同第七二七号（同）
一、同　五十五円
○同第七二八号（同）
一、同　五十五円
○同第七二

文部省公告

○著作年月日登録

登録番号 登録年月日	著作物の表示	著作の年月日 発行または興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第六三五八号の一 昭和二六、二、二	最新日本分県地図 北海道（全一枚）	昭和三、一、一〇 昭和四、一〇、一〇	日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）	著作年月日
第六三五九号の一 昭和二六、二、二	最新日本分県地図 青森県（全一枚）	昭和三、一、一〇 昭和三、二、三〇	日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地　日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）			
第六三六〇号の一 昭和二六、二、二	最新日本分県地図 岩手県（全一枚）	昭和三、一、一〇 昭和二五、四、二五	日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地　日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）			
第六三六一号の一 昭和二六、二、二	最新日本分県地図 秋田県（全一枚）	昭和三、一、一〇 昭和三、二、三〇	日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地　日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）			
第六三六二号の一 昭和二六、二、二	最新日本分県地図 宮城県（全一枚）	昭和三、一、一〇 昭和三、二、三〇	日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地　日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）			
第六三六三号の一 昭和二六、二、二	最新日本分県地図 山形県（全一枚）	昭和三、一、一〇 昭和三、二、五	日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）	著作年月日
右登録の原因	この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地　日地出版株式会社（代表者三浦忠三郎）			

昭和二十七年二月

文部省

○準禁治産宣告取消

●昭和二十六年（家）第一〇七六号
本籍並びに住所福岡県糸島郡前原町大字新田三百三十六番地
申立人　三坂彌太郎
明治四十四年八月十七日生
右の者に対し当裁判所がなした準禁治産宣告は昭和二十七年一月二十五日之を取消した。
昭和二十七年二月十二日
福岡家庭裁判所

●本籍香川県三豊郡河内村千三百八十八番地、住所香川県三豊郡観音寺町三千三番地の二　横田喜之祐
明治七年四月六日生
右の者に対し観音寺区裁判所が昭和十七年一月十六日になした準禁治産宣告は香川県三豊郡和田村大字和田甲五百五十三番地の一松本サキノの申立によりこれを取消す。
昭和二十七年二月十一日
高松家庭裁判所観音寺支部

○公示催告

●昭和二十六年（〇）第八号
広島市仁保町堀越三二番地川田鉄工所
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十日
広島簡易裁判所
裁判官　長井　澄

（別紙）
第二七一三四号
約束手形
金四十万円也
支拂期日　昭和二十七年二月十五日
支拂地　広島市
支拂場所　株式会社広島銀行向洋支店
振出地　広島県安芸郡府中町
右金額貴殿又は貴殿の指図人へ此約束手形引換に支拂可申候也
拒絶証書作成の義務を免除す。
昭和二十六年十二月十日
住所　広島県安芸郡府中町字新地六千四十七番地
東洋工業株式会社
取締役社長　松田重次郎
川田鉄工所殿

●昭和二十七年（〇）第一号
愛媛県南宇和郡東外海村六番耕地六十番地第五
申立人　岡田寅吉
別紙表示の証書に付申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年八月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十日
城辺簡易裁判所
裁判官　乗金精七

（別紙）
目　録
一　貨物引換証
発行者　日本通運株式会社松山支店
作成地　愛媛県松山市大手町
作成年月日　昭和二十六年七月二十八日
運送品　綿漁網三六延孤包一箇
到着地及着扱店　宇和島繰城辺駅南
予通運株式会社城辺営業所
荷受人　南宇和郡東外海村垣内岡田寅吉
荷送人　松山市萱町九丁目三〇愛媛漁網株式会社
運送賃　一五四円
運送品価格　二二、三三〇円

●昭和二十七年（〇）第二号
広島県安芸郡坂町横浜　石田　芳雄
別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に別記証券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
広島簡易裁判所
裁判官　長井　澄

（別紙）
目　録
一　約束手形　二通
但し
番号　(イ)第四八〇号(ロ)第四八四号
額面　各金五万円也
支拂期日　(イ)昭和二十七年二月十五日(ロ)昭和二十七年二月十八日
支拂地　広島市
振出地　同
振出人　広島市向宇品株式会社宇品造船所取締役社長立田義一
受取人　広島県安芸郡坂町横浜石田組代表者石田芳雄

●昭和二十七年（〇）第一四号
広島県深安郡御野村字平野千百二十七番地
申立人　岸本織物株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年八月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十八日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目　録
一　証書　第一四六七号約束手形
金額　金九十五万八千円也
振出人　大阪市東区北久太郎町三丁目、南興物産株式会社右取締役社長町田計三
受取人　広島県深安郡御野村字平野千百二十七番地の一、岸本織物株式会社
振出の年月日　昭和二十六年十二月十日
一定の満期日　昭和二十七年二月二十日
振出地　大阪市東区北久太郎町
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社富士銀行船場支店
最終の所持人　申立人

●昭和二十七年（〇）第一五号
大阪市南区東清水町三十七番地
申立人　大丸興業株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから其の証券の所持人は昭和二十七年八月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利

の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十八日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目　録
一約束手形
金額　金八十八万一千四百円也
支拂期日　昭和二十七年二月二十二日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社千代田銀行大阪南支店
振出地　大阪市
振出日　昭和二十六年十二月二十七日
振出人　大阪市南区東清水町三十七番地、大丸興業株式会社専務取締役田中正佐
最終所持人　右同人
受取人　鹿児島物産化工株式会社

●昭和二十七年（〇）第一六号
名古屋市中区南伊勢町一丁目八番地　申立人　水谷証券株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十八日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目　録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　(イ)一百株券四枚(ロ)五十株券二枚
株券額面　(イ)金五千円(ロ)二千五百円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　(イ)Aは第一二〇五四九号、第一四六〇六九号、Aは第一九二四八〇号、第一〇六四二八号、(ロ)戊に第四五一一八号、第四一一八九二号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　石黒富士郎
最終所持人　水谷証券株式会社代表取締役加藤辰次

●昭和二十七年（〇）第一七号
高松市幸町七十番地　申立人　西本成吾
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十八日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目　録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　(イ)十株券四枚(ロ)五株券二枚
株券額面　(イ)金五百円(ロ)二百五十円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　(イ)甲は第二九二二号、第二五〇二八号、乙は第三九八一号、第一五五一七号(ロ)乙ろ第六四九号、第三一三一号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　西本成吾

●昭和二十七年（〇）第一八号
神戸市生田区中山手通二丁目二十八番地　申立人　岩井織物株式会社
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和三十七年一月十八日
大阪簡易裁判所

（別紙）
一約束手形　一通
番号　第九二九号
金額　金二百万円也
支拂期日　昭和二十七年三月五日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社大阪銀行西野田支店
振出地　守口市
受取人　守口縫工株式会社
振出日　空白
振出人　守口市京阪本通二丁目十八番地、三洋電機株式会社取締役社長井植歳男
長井植歳男
裏書人　守口市本町一丁目八十一番地、守口縫工株式会社代表取締役田代進
裏書人　空白

●昭和二十七年（〇）第一九号
堺市耳原町一五〇五、中田重蔵方
申立人　泉谷吉次郎
堺市春日通二丁八、阪本美代子方
同　河村　仙吉
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十八日
大阪簡易裁判所

（別紙）
目　録
申立人泉谷吉次郎分
近畿日本鉄道株式会社株式一千株
発行者　近畿日本鉄道株式会社
最終株主　泉谷吉次郎
株券の記号番号及発行日　昭和二十一年四月一日発行、子は一三三六、一八〇三七、一八〇四〇、自三三二二五自三三三二三一、自四九二四二至四九二四二三〇、子に自二〇八七五至二〇八七八、自五一八三六至五一八三七七、自五一八四五至八五一八四七、自五二一八五至五一八八五、五一八五〇、四四〇九二月一四四〇七七、丑は二九二〇一年十二月一日発行、寅は昭和二十三年四月一六〇〇二九、昭和二十三年四月一日発行、寅は四五六七、四五四五七三二四五二、五一七二三三、五一七二二二、寅に二八〇六六二、五一七二三九〇
申立人河村仙吉の分
南海電気鉄道株式会社株式五百株
発行者　南海電気鉄道株式会社
発行日　第一新株昭和二十二年七月一日、第二新株昭和二十三年一月一日、第三新株昭和二十三年七月一日、第四新株昭和二十四年二月一日
最終株主　河村仙吉
株券の記号番号　第一新株い自六二五八至六二六一、第二新株い自五九一一至五九三三、第三新株は一三九九一二至五九五四、り自一三二八九至一三二九九一、第四新株ぬ二五、七八五六、第四新株ぬ二四、七八五六、自一四五四二至一四五四四、わ二八五八、か自一九六三二至一九六四二

●昭和二十七年（〇）第二〇号
京都市右京区嵯峨梅ノ木町十八番地　申立人　高桑　吉蔵
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十五日
京都簡易裁判所
裁判官　西村鶴蔵

（別紙）
証書の重要なる旨趣
株式会社島津製作所株式八百株
株券額面　一百株券一百枚、十株券二十枚
但一百株券五百円也、十株券金五千円也
一株の拂込金額　金五十円也
株券の記号番号　一百株券二丑に第一二三五二乃至一二三五五号、未に第二一三二二四号、十株券子ろ第一一〇一乃至一一二〇号
発行者　京都市中京区河原町通二條下ル一の船入町三百七十八番地、株式会社島津製作所
最終名義人　高桑吉蔵

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第二九九二号
住所茨城県真壁郡新治村大字門井一四四番地、申立人　稲見藤二
本籍茨城県真壁郡新治村大字門井一四五番地　筆頭者　稲見藤四郎
最後の住所右に同じ　不在者　稲見藤四郎
明治四十年十月二十五日生
右の不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年九月二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も、右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年一月二十三日生
賀郡三鴨村大字甲九十番地　不在者　大森　とみ
明治十四年一月十一日生
右不在者に対し利害関係人大森稲吉より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十九日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年二月七日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

●本籍並びに最後の住所栃木県下都賀郡赤津村大字大柿千八百六十番地　不在者　毛塚　マツ
明治四十二年三月十日生
右不在者に対し利害関係人毛塚徳力より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十九日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十七年二月七日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

●昭和二十七年（家）第一号
群馬県新田郡尾島町大字岩松二百番地、星野秀雄方
申立人　中沢田たつ
本籍群馬県新田郡宝泉村大字下田島四百二十三番地の一、最後の住所満州国吉林省磐石県蒙山屯
今次戦争による生死不明者　久保田梅春
大正二年三月七日生
右の生死不明者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから右の生死不明者は昭和二十七年九月二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしない時は失踪の宣告を受けることになる。又右の生死不明者の生死を知つている方も右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十七年一月二十六日
浦和家庭裁判所太田支部

○破産宣告中更正

●尼崎市西宇賓開八七九番地
債務者　安岡　辰雄
右の者に対する昭和二十六年(ワ)第二五号破産事件について当裁判所が昭和二十七年二月五日午前十時に為した破産宣告決定中債務者の住所「尼崎市西宇賓開八七九番地」とあるを「尼崎市武庫川町三丁目二十九番地」と更正する。
昭和二十七年二月七日
神戸地方裁判所

第7531号

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当会社は株主総会の決議により昭和二十六年十二月三十一日解散した。当会社に対し債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間に申出がないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年二月十二日
札幌市南四條西三丁目十番地
株式会社真木呉服店
清算人　今田　正士

資本減少公告

当会社は昭和二十七年二月一日社員総会において資本金百八十万円を金九十五万円に減少することを決議しましたから異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年二月十六日
鹿児島県川辺郡勝目村下山田九百八十九番地
南薩産業有限会社

出資一口金額減少公告

当組合は昭和二十七年二月五日開催の臨時総会に於て出資一口の金額三千円を出資一口の金額一百円に減少することに議決したので異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に当組合にその旨申出で下さい。

昭和二十七年二月十日
伊東市松原仲町三〇一番地
伊東商工協同組合

整理計画認可申請公告

昭和二十四年政令第二九一号に基く整理計画の認可申請を致しましたから同政令第十八條の規定に依り公告致します。

昭和二十七年二月十三日
撰太水産振興株式会社
特殊整理人　守屋　徳夫

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十六年十二月六日決定整備計画の実行を完了しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十七年二月十六日
東京都品川区東大崎五の三四三
塚本精機株式会社

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月二十日の社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月十二日
東京都芝新堀町三一番地
有限会社小川興業所
代表清算人　角能　勝次

債権申出公告（第一回）

当会社は昭和二十七年一月三十八日株主総会の決議に因り解散しましたに付ては当会社に債権を有せらるる方は昭和二十七年四月二十日までに其債権の御申出相成度右期間内に御申出が無いときは清算から除外致します。

昭和二十七年二月十六日
東京都中央区日本橋兜町二丁目四二
朝日紙業株式会社
清算人　二宮　善市

解散公告（第二回）

当社は昭和二十七年一月三十一日社員総会の決議により解散したので当社に対し債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十七年二月十四日
横浜市鶴見区浜町五十六番地
有限会社鈴木製作所
清算人　鈴木　武司

株式名義書換停止公告

昭和二十七年一月二十五日開催の当社取締役会に於て新株式発行の件決議されましたから本日より三月下旬新株式申込予定期日まで株式の名義書換質権並びに信託財産の登録及びその抹消を停止致します。

昭和二十七年二月十三日
東京都千代田区丸の内二の十四
山陽木材防腐株式会社
取締役社長　田中　好一

公　告

昭和二十七年二月十日付を以つて福島県乳牛営業協同組合所有の本社株式二百株額面金額一万円也を本社売掛代金として引取ることに致しました。仍て右は未交換券につき本社株式拂込取扱所帝国銀行三田支店発行新株式第一回拂込金領収証第一号及第二号を無効と致します。

昭和二十七年二月十一日
東京都中央区京橋二の八
丸全産業株式会社

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十七年二月六日を以て決定整備計画の実行を完了致しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十七年二月十六日
東京都港区芝田村町四丁目一番地
株式会社津上製作所

決定整備計画実行完了報告

当社は昭和二十七年一月三十日決定整備計画の実行を完了しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告いたします。

昭和二十七年二月十日
東京都品川区東大崎二丁目三五〇番地
株式会社宇都宮製作所
特別管理人　宇都宮徳太郎
同　山崎　金次郎

定時株主総会招集公告

来る二月二十九日（金）午前十時より東京都中央区日本橋本町一丁目八番地の五当本社において左記事項について定時株主総会を開催いたしますから御出席下さるようお願い申し上げます。

昭和二十七年二月十五日
東京都中央区日本橋本町一丁目八番地の五　善隣貿易株式会社
取締役社長　雨宮　実

記

株主各位

第一号議案　昭和二十六年七月一日より同年十二月三十一日に至る第九期営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書及び利益金処分案承認の件

第二号議案　定款一部変更の件

第三号議案　退職する役員に対する退職慰労金贈呈の件

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

借方の部	
預金	二六、七二六、六七八・五〇
現金	二七、〇五〇、九六六・〇二
棚卸資産	一五四、三九五、七三六・八一
流動資産	一五、一〇四、七一七・四六
固定資産	二三三、二七八、〇八八・七九
合計	

貸方の部	
流動負債	一六六、八二四、四二〇・七七
資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	四、八九五、五〇〇・〇〇
繰越剰余金	三、三七一、九四九・四三
当期利益金	三三、一八六、二一八・五九
合計	二三三、二七八、〇八八・七九

昭和二十七年二月
東京都千代田区神田材木町二二
株式会社山崎商店

第十四期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

資産の部	
現金預金	四一、六〇二、九五八・三五
受取手形	九、二九六、六七〇・五〇
得意先勘定	四七、五六一、八〇七・二二
材料貯蔵品	五一、四九二、〇八二・三二
生地及加工仕掛品	一七、二三七、三九五・四〇
前拂仮拂金	一、五二四、七一一・二三
土地建物	三五、六一五、四七四・六六
機械工具器具	九七、九六五、六六〇・四四
建設仮勘定	一一三、六一三・八〇
出資、投資	三、一五一、七五〇・〇〇
合計	三〇五、五六二、一二三・九二

負債の部	
買掛金	二〇、五九二、五九八・七一
借入金	二六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	六九、一六七、七七〇・三九
未拂及仮受金	一九、六三八、一四八・七〇
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	八五、七七四、二八四・〇八
繰越金	二〇、六四四、六一七・五九
当期利益金	五三、七四四、七〇四・四五
合計	三〇五、五六二、一二三・九二

昭和二十七年一月二十一日
海南市築地一番地
昭南工業株式会社

◉附録　十六日付一月官報目録一一頁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)五二一～六九　振替東京一九〇〇〇　官報課

印刷庁

昭27. 1.

昭和二十七年二月十六日　第七五三一号　附録

昭和二十七年一月官報目録

本紙　第七四九五号から第七五一七号まで
号外　第一号から第四号まで

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙任及び辞令以下の各記事は主要のものを掲載する。
4. 物価号外目録は物価号外に添附する。

政令

	日	号外	頁
一 繭糸価格安定審議会令	三		二九
二 日本政府在外事務所増置令の一部改正	一六		一七七
三 行政機関職員定員法の一部改正	一八		二三三
四 終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部改正	一八		二三三
五 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正	一九		二五七
六 鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令の一部改正	二		二六一
七 予算決算及び会計令の一部改正	三	2	一

条約

一 国際労働機関憲章	一六		一七七

府令

◎総理府			
一 警察予備隊の職員の給與等に関する府令の一部改正	一〇		八一
◎法務府			
一 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正	一〇		八一
二 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正	一一		一〇五
三 〃	一三		二二九
四 〃	一四		一六一
五 戸籍法施行規則等の一部改正	一九		一五七
六 連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続を廃止する府令	二四		三三三
七 ドイツ財産管理に関する登記取扱手続の一部改正	二四		三三三

省令

◎外務省			
一 外務省組織規程の一部改正	三		二九七
二 日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部改正	三		二九七
◎大蔵省			
一 輸入申告書の様式を定める省令	二		一〇五
二 特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令	三		二九七
三 大蔵省組織規程の一部改正	二九		四二一
◎文部省			
一 文部省組織規程の一部改正	一四		一六一
二 国民体育館規程	三		二九八
◎厚生省			
一 麻薬取締法施行規則の一部改正	二六		三七三
二 医薬品配給規則の一部改正	二六		三七三
三 薬事法施行規則の一部改正	二八		四〇五
◎農林省			
一 農林省組織規程の一部改正	三〇		四四五
◎通商産業省			
一 「エックス」線量計検定規則の一部改正	七		二
二 通商産業省組織規程の一部改正	一六		一八二
三 自転車競技法施行規則の一部改正	二四		三三三
四 非鉄金属等需給調査規則の一部改正	三一		四六一
◎運輸省			
一 中小企業等協同組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令	八		三七
二 自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則	八		三三
三 水先法施行規則の一部改正	二		二八一
四 運輸省組織規程の一部改正	二五		三四九
◎運輸省、建設省			
一 道路運送調査規則	一〇		八二
◎建設省			
一 地方建設局組織規程の一部改正	一〇		九四

本部令

◎経済安定本部			
一 経済安定本部組織規程の一部改正	八		三三四
二 繭検定手数料規則の一部改正	二八		四〇五

規則

◎人事院			
一 初任給、昇格、昇給等の基準に関する件の一部改正	三〇		四四五
◎会計検査院			
一 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正	一六		一八二
二 会計検査院事務総局定員規則	三〇		四四五
◎公益事業委員会			
一 電気に関する定期報告規則	三	4	一
◎地方財政委員会			
一 地方税法施行規則の一部改正	一〇		九四
二 地方団体に対し交付すべき昭和二六年度分の地方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に関する規則	三		四六一
◎電波監理委員会			
一 放送法施行規則の一部改正	八		二三四

告示

◎総理府			
一 連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項	一四		一六二
一二 〃	三		二九八
一三 〃	三		二九九
二 連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令	一四		一六二
三 連合国財産管理人解任	一四		一六二
四 村の境界変更（埼玉県）	一六		一八三
六 〃（同）	一六		一八四
五 町村の境界変更（埼玉県）	一六		一八四
一〇 〃（大分県）	一六		一八五
六 （四参照）			
七 村を町とする処分（秋田県天王町）	一六		一八五
八 所属未定地の編入（滋賀県）	一六		一八五
九 村の廃置分合（和歌山県）	一六		一八五
一〇 （五参照）			

官報文庫
明治二十五年二月三十一日第三種郵便物認可

目録

一一　連合国財産の返還等に関す政令により財産を譲渡又は引渡す命令　三　元六
一一三　（一参照）
一四三　連合国財産の返還等に関す政令により財産を譲渡する命令　三〇　四五
一　公正取引委員会
一　事務所別定数を定める件　一七　一〇一
一　全国選挙管理委員会
一　政党、協会その他の団体又はその支部の政治に関する報告書提出　一一　一〇六
一　公証事業委員会
一　電気の使用制限の開始等について　九　一三七
一　地方自治委員会
一　自転車競走を行うことのできる市指定（伊勢崎市）　三　四六一
一　電波監理委員会
一　無線局免許（株式会社ラジオ東京所属）
一　〃（京都放送株式会社所属）　五　五五
一三　〃　会社（中部日本放送株式会社所属）　八　四一
一三三　〃　会員（東京都特別区公安委員会所属）　一一　一一〇
一三三　〃　（同）　一一　一一一
一三三　〃　（日本放送協会所属）　一一　一一一
一三三　〃　（中部日本放送株式会社所属）　一一　一一一
一三三　〃　（同）　一一　一一三
一三三　〃　（大阪市公安委員会所属）　一一　一一四
一三九　〃　（第一大鵬丸）　八　一三三
一四六　〃　（第三共進丸）　八　一四四
一四七　〃　（第二共進丸）　八　一四四
一四九　〃　（第三蓬莱丸）　八　一四五
一五〇　〃　（第三共進丸）　八　一四六
一七七　〃　（第五共進丸）　三　一四七
一七七　〃　（第十一親和丸）　八　一四七
一七七　〃　（大仙丸）　八　一四七
一七七　〃　（第二十二裕丸）　八　一四七
一七七　〃　（第十二庇丸）　八　一四七
一七七　〃　（第三豊丸）　八　一四七
一七七　〃　（大丸）　八　一四七
一七七　〃　（第七千代丸）　八　一四七
一七七　〃　（第十一大力丸）　八　一四七
一七七　〃　（第二金比羅丸）　八　一四七
一七七　〃　（同）　八　一四七
一七七　〃　（同）　八　一四七
一七七　〃　（同

二四三　〃（第五清華丸）　元天　四五
二七七　〃（大江山清華丸）　元天　四六
二九八〇　〃（洞爺丸）　元六　四10
二九九八（一四一参照）
二九九九（一九七参照）
三〇四〇一（一四一参照）
三〇五四（一九七参照）
三〇六（一四一参照）
三〇九七一（四参照）
三〇一　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区域　三四　四五
三〇二　同右の一部改正　三一　四六
三一一（四参照）
三四〇一（一四一参照）
三四二（一九七参照）
三四三　無線局の主たる位置変更（第十四大貨丸）　元六　四七
三一五三　〃（にいつき）　元元　四三
三三六　〃（兵庫丸）　三一　四七
三四四（三参照）
三四五（一三七参照）
三四六　無線局の免許人等変更（新鎮丸）　元六　四八
三三四七（三参照）
三六六四（四参照）
三七四六一（三参照）
三七五　無線局の呼出符号変更（光照丸）　元八　四八
三七六（一四一参照）
三七七六（一九七参照）
三七七八九（一四一参照）
三八〇（一九七参照）
三八一　気象通報を送信する無線局の運用の一部改正　元元　四一
三八三（一四一参照）
三八五（一四一参照）
三八六　無線局の免許人変更（第一鳳凰丸）　元元　四一
二四四（第十明生丸）
二八五（〃（第五清華丸）
二八七（〃（第二鳳凰丸）
二九九（〃（第三清華丸）
三〇〇（〃（第一泰平丸）
三三七（〃（農丸）　三元　四七
二八六六（一四一参照）
二八六七（一四一参照）
二八六八（一四一参照）
二八六九（一四一参照）
二八七〇（一四一参照）
二八七一（一四一参照）
二八七二（一四一参照）
二八七三（一四一参照）
二八七四（一四一参照）
二八七五（一四一参照）
二八七六（一四一参照）
二八七七（一四一参照）
二八七八（一四一参照）
二八七九（一四一参照）
二八八〇（一四一参照）
二八八一（一四一参照）
二八八二（一四一参照）
二八八三（一四一参照）
二八八四（一四一参照）
二八八五（一四一参照）
二八八六（一四一参照）
二八八七（一四一参照）
二八八八（一四一参照）
二八八

二八三　（五七七参照）
二八四　酒税法施行規則第一五條の告示の一部改正　三〇　四六
二八五　（二七参照）
二八六　（六参照）
二八七　（二七参照）
二八八　定期積金の細目の告示の一部改正　三〇　四六
二八九　（一〇参照）
二九〇　（二七参照）
二九一　（一〇参照）
二九二　（六参照）
二九三　（一〇参照）
二九四　（二七参照）
二九五　（一〇参照）
二九六　（六参照）
二九七　（一〇参照）
二九八　（九九参照）
二九九　（二七参照）
三〇〇　（六参照）
三〇一　（一〇参照）
三〇二　（四六参照）
三〇三　（六参照）
三〇四　（一〇参照）
三〇五　閉鎖機関が所有する株式等の拂込期限指定　三四　三六
三〇六　同右が所有する株式に係る未拂込株金の拂込期限指定　三四　三六
三〇七　（一〇参照）
三〇八　（六参照）
三〇九　（一三参照）
三〇一〇　（六参照）
三〇一一　（一〇参照）
三〇一二　（六参照）
三〇一三　（一〇参照）
三〇一四　（六参照）
三〇一五　（一〇参照）
三〇一六　（二七参照）
三〇一七　（一〇参照）
三〇一八　（九九参照）
三〇一九　（二七参照）
三〇二〇　（一〇参照）
三〇二一　（二七参照）
三〇二二　（一〇参照）
三〇二三　（五七七参照）
三〇二四　（六参照）
三〇二五　（六参照）
三〇二六　（六参照）
三〇二七　（一〇参照）
三〇二八　（六参照）
三〇二九　（一〇参照）
三〇三〇　（一〇参照）
三〇三一　（六参照）
三〇三二　（六参照）
三〇三三　（六参照）
三〇三四　（四六参照）
三〇三五　（六参照）
三〇三六　（一〇参照）
三〇三七　（六参照）
三〇三八　（六参照）
三〇三九　（一〇参照）
三〇四〇　（六参照）
三〇四一　（一〇参照）
三〇四二　（六参照）
三〇四三　（六参照）
三〇四四　（一〇参照）
三〇四五　（一三参照）
三〇四六　（六参照）
三〇四七　（一〇参照）
三〇四八　（二七参照）
三〇四九　（六参照）
三〇五〇　（一〇参照）
三〇五一　（二七参照）
三〇五二　（九九参照）
三〇五三　（六参照）
三〇五四　（一〇参照）
三〇五五　（二七参照）
三〇五六　（一〇参照）
三〇五七　（一〇参照）
三〇五八　（六参照）
三〇五九　（一〇参照）
三〇六〇　（六参照）
三〇六一　（一〇参照）
三〇六二　（一〇参照）
三〇六三　（一〇参照）
三〇六四　（六参照）
三〇六五　（一〇参照）
三〇六六　（一〇参照）
三〇六七　（一〇参照）
三〇六八　（六参照）
三〇六九　（一〇参照）
三〇七〇　（一〇参照）
三〇七一　（一〇参照）
三〇七二　（一〇参照）
三〇七三　（一〇参照）
三〇七四　（一〇参照）
三〇七五　（一〇参照）
三〇七六　（一〇参照）
三〇七七　（一〇参照）
三〇七八　（一〇参照）
三〇七九　（一〇参照）
三〇八〇　（一〇参照）
三〇八一　（一〇参照）
三〇八二　（一〇参照）
三〇八三　（一〇参照）
三〇八四　（一〇参照）
三〇八五　（一〇参照）
三〇八六　（一〇参照）
三〇八七　（一〇参照）
三〇八八　（一〇参照）
三〇八九　（一〇参照）
三〇九〇　（一〇参照）
三〇九一　（一〇参照）
三〇九二　（一〇参照）
三〇九三　（一〇参照）
三〇九四　（一〇参照）
三〇九五　（一〇参照）
三〇九六　（一〇参照）
三〇九七　（一〇参照）
三〇九八　（一〇参照）
三〇九九　（一〇参照）
三一〇〇　（一〇参照）
三一〇一　（一〇参照）
三一〇二　（一〇参照）
三一〇三　（一〇参照）
三一〇四　（一〇参照）
三一〇五　（一〇参照）
三一〇六　（一〇参照）
三一〇七　（一〇参照）
三一〇八　（一〇参照）
三一〇九　（一〇参照）
三一一〇　（一〇参照）
三一一一　（一〇参照）
三一一二　（一〇参照）
三一一三　（一〇参照）
三一一四　（一〇参照）
三一一五　（一〇参照）
三一一六　（一〇参照）
三一一七　（一〇参照）
三一一八　（一〇参照）
三一一九　（一〇参照）
三一二〇　（一〇参照）
三一二一　（一〇参照）
三一二二　（一〇参照）
三一二三　（一〇参照）
三一二四　（一〇参照）
三一二五　（一〇参照）
三一二六　（一〇参照）
三一二七　（一〇参照）
三一二八　（一〇参照）
三一二九　（一〇参照）
三一三〇　（一〇参照）
三一三一　（一〇参照）
三一三二　（一〇参照）
三一三三　（一〇参照）
三一三四　（一〇参照）
三一三五　（一〇参照）
三一三六　（一〇参照）
三一三七　（一〇参照）
三一三八　（一〇参照）
三一三九　（一〇参照）
三一四〇　（一〇参照）
三一四一　（一〇参照）
三一四二　（一〇参照）
三一四三　（一〇参照）
三一四四　（一〇参照）
三一四五　（一〇参照）
三一四六　（一〇参照）
三一四七　（一〇参照）
三一四八　（一〇参照）
三一四九　（一〇参照）
三一五〇　（一〇参照）
三一五一　（一〇参照）
三一五二　（一〇参照）
三一五三　（一〇参照）
三一五四　（一〇参照）
三一五五　（一〇参照）
三一五六　（一〇参照）
三一五七　（一〇参照）
三一五八　（一〇参照）
三一五九　（一〇参照）
三一六〇　（一〇参照）
三一六一　（一〇参照）
三一六二　（一〇参照）
三一六三　（一〇参照）
三一六四　（一〇参照）
三一六五　（一〇参照）
三一六六　（一〇参照）
三一六七　（一〇参照）
三一六八　（一〇参照）
三一六九　（一〇参照）
三一七〇　（一〇参照）
三一七一　（一〇参照）
三一七二　（一〇参照）
三一七三　（一〇参照）
三一七四　（一〇参照）
三一七五　（一〇参照）
三一七六　（一〇参照）
三一七七　（一〇参照）
三一七八　（一〇参照）
三一七九　（一〇参照）
三一八〇　（一〇参照）
三一八一　（一〇参照）
三一八二　（一〇参照）
三一八三　（一〇参照）
三一八四　（一〇参照）
三一八五　（一〇参照）
三一八六　（一〇参照）
三一八七　（一〇参照）
三一八八　（一〇参照）
三一八九　（一〇参照）
三一九〇　（一〇参照）
三一九一　（一〇参照）
三一九二　（一〇参照）
三一九三　（一〇参照）
三一九四　（一〇参照）
三一九五　（一〇参照）
三一九六　（一〇参照）
三一九七　（一〇参照）
三一九八　（一〇参照）
三一九九　（一〇参照）
三二〇〇　（一〇参照）
三二〇一　（一〇参照）
三二〇二　（一〇参照）
三二〇三　（一〇参照）
三二〇四　（一〇参照）
三二〇五　（一〇参照）
三二〇六　（一〇参照）
三二〇七　（一〇参照）
三二〇八　（一〇参照）
三二〇九　（一〇参照）
三二一〇　（一〇参照）
三二一一　（一〇参照）
三二一二　（一〇参照）
三二一三　（一〇参照）
三二一四　（一〇参照）
三二一五　（一〇参照）
三二一六　（一〇参照）
三二一七　（一〇参照）
三二一八　（一〇参照）
三二一九　（一〇参照）
三二二〇　（一〇参照）
三二二一　（一〇参照）
三二二二　（一〇参照）
三二二三　（一〇参照）
三二二四　（一〇参照）
三二二五　（一〇参照）
三二二六　（一〇参照）
三二二七　（一〇参照）
三二二八　（一〇参照）
三二二九　（一〇参照）
三二三〇　（一〇参照）
三二三一　（一〇参照）
三二三二　（一〇参照）
三二三三　（一〇参照）
三二三四　（一〇参照）
三二三五　（一〇参照）
三二三六　（一〇参照）
三二三七　（一〇参照）
三二三八　（一〇参照）
三二三九　（一〇参照）
三二四〇　（一〇参照）
三二四一　（一〇参照）
三二四二　（一〇参照）
三二四三　（一〇参照）
三二四四　（一〇参照）
三二四五　（一〇参照）
三二四六　（一〇参照）
三二四七　（一〇参照）
三二四八　（一〇参照）
三二四九　（一〇参照）
三二五〇　（一〇参照）
三二五一　（一〇参照）
三二五二　（一〇参照）
三二五三　（一〇参照）
三二五四　（一〇参照）
三二五五　（一〇参照）
三二五六　（一〇参照）
三二五七　（一〇参照）
三二五八　（一〇参照）
三二五九　（一〇参照）
三二六〇　（一〇参照）
三二六一　（一〇参照）
三二六二　（一〇参照）
三二六三　（一〇参照）
三二六四　（一〇参照）
三二六五　（一〇参照）
三二六六　（一〇参照）
三二六七　（一〇参照）
三二六八　（一〇参照）
三二六九　（一〇参照）
三二七〇　（一〇参照）
三二七一　（一〇参照）
三二七二　（一〇参照）
三二七三　（一〇参照）
三二七四　（一〇参照）
三二七五　（一〇参照）
三二七六　（一〇参照）
三二七七　（一〇参照）
三二七八　（一〇参照）
三二七九　（一〇参照）
三二八〇　（一〇参照）
三二八一　（一〇参照）
三二八二　（一〇参照）
三二八三　（一〇参照）
三二八四　（一〇参照）
三二八五　（一〇参照）
三二八六　（一〇参照）
三二八七　（一〇参照）
三二八八　（一〇参照）
三二八九　（一〇参照）
三二九〇　（一〇参照）
三二九一　（一〇参照）
三二九二　（一〇参照）
三二九三　（一〇参照）
三二九四　（一〇参照）
三二九五　（一〇参照）
三二九六　（一〇参照）
三二九七　（一〇参照）
三二九八　（一〇参照）
三二九九　（一〇参照）
三三〇〇　（一〇参照）
三三〇一　（一〇参照）
三三〇二　（一〇参照）
三三〇三　（一〇参照）
三三〇四　（一〇参照）
三三〇五　（一〇参照）
三三〇六　（一〇参照）
三三〇七　（一〇参照）
三三〇八　（一〇参照）
三三〇九　（一〇参照）
三三一〇　（一〇参照）
三三一一　（一〇参照）
三三一二　（一〇参照）
三三一三　（一〇参照）
三三一四　（一〇参照）
三三一五　（一〇参照）
三三一六　（一〇参照）
三三一七　（一〇参照）
三三一八　（一〇参照）
三三一九　（一〇参照）
三三二〇　（一〇参照）
三三二一　（一〇参照）
三三二二　（一〇参照）
三三二三　（一〇参照）
三三二四　（一〇参照）
三三二五　（一〇参照）
三三二六　（一〇参照）
三三二七　（一〇参照）
三三二八　（一〇参照）
三三二九　（一〇参照）
三三三〇　（一〇参照）
三三三一　（一〇参照）
三三三二　（一〇参照）
三三三三　（一〇参照）
三三三四　（一〇参照）
三三三五　（一〇参照）
三三三六　（一〇参照）
三三三七　（一〇参照）
三三三八　（一〇参照）
三三三九　（一〇参照）
三三四〇　（一〇参照）
三三四一　（一〇参照）
三三四二　（一〇参照）
三三四三　（一〇参照）
三三四四　（一〇参照）
三三四五　（一〇参照）
三三四六　（一〇参照）
三三四七　（一〇参照）
三三四八　（一〇参照）
三三四九　（一〇参照）
三三五〇　（一〇参照）
三三五一　（一〇参照）
三三五二　（一〇参照）
三三五三　（一〇参照）
三三五四　（一〇参照）
三三五五　（一〇参照）
三三五六　（一〇参照）
三三五七　（一〇参照）
三三五八　（一〇参照）
三三五九　（一〇参照）
三三六〇　（一〇参照）
三三六一　（一〇参照）
三三六二　（一〇参照）
三三六三　（一〇参照）
三三六四　（一〇参照）
三三六五　（一〇参照）
三三六六　（一〇参照）
三三六七　（一〇参照）
三三六八　（一〇参照）
三三六九　（一〇参照）
三三七〇　（一〇参照）
三三七一　（一〇参照）
三三七二　（一〇参照）
三三七三　（一〇参照）
三三七四　（一〇参照）
三三七五　（一〇参照）
三三七六　（一〇参照）
三三七七　（一〇参照）
三三七八　（一〇参照）
三三七九　（一〇参照）
三三八〇　（一〇参照）
三三八一　（一〇参照）
三三八二　（一〇参照）
三三八三　（一〇参照）
三三八四　（一〇参照）
三三八五　（一〇参照）
三三八六　（一〇参照）
三三八七　（一〇参照）
三三八八　（一〇参照）
三三八九　（一〇参照）
三三九〇　（一〇参照）
三三九一　（一〇参照）
三三九二　（一〇参照）
三三九三　（一〇参照）
三三九四　（一〇参照）
三三九五　（一〇参照）
三三九六　（一〇参照）
三三九七　（一〇参照）
三三九八　（一〇参照）
三三九九　（一〇参照）
三四〇〇　（一〇参照）
三四〇一　（一〇参照）
三四〇二　（一〇参照）
三四〇三　（一〇参照）
三四〇四　（一〇参照）
三四〇五　（一〇参照）
三四〇六　（一〇参照）
三四〇七　（一〇参照）
三四〇八　（一〇参照）
三四〇九　（一〇参照）
三四一〇　（一〇参照）
三四一一　（一〇参照）
三四一二　（一〇参照）
三四一三　（一〇参照）
三四一四　（一〇参照）
三四一五　（一〇参照）
三四一六　（一〇参照）
三四一七　（一〇参照）
三四一八　（一〇参照）
三四一九　（一〇参照）
三四二〇　（一〇参照）
三四二一　（一〇参照）
三四二二　（一〇参照）
三四二三　（一〇参照）
三四二四　（一〇参照）
三四二五　（一〇参照）
三四二六　（一〇参照）
三四二七　（一〇参照）
三四二八　（一〇参照）
三四二九　（一〇参照）
三四三〇　（一〇参照）
三四三一　（一〇参照）
三四三二　（一〇参照）
三四三三　（一〇参照）
三四三四　（一〇参照）
三四三五　（一〇参照）
三四三六　（一〇参照）
三四三七　（一〇参照）
三四三八　（一〇参照）
三四三九　（一〇参照）
三四四〇　（一〇参照）
三四四一　（一〇参照）
三四四二　（一〇参照）
三四四三　（一〇参照）
三四四四　（一〇参照）
三四四五　（一〇参照）
三四四六　（一〇参照）
三四四七　（一〇参照）
三四四八　（一〇参照）
三四四九　（一〇参照）
三四五〇　（一〇参照）
三四五一　（一〇参照）
三四五二　（一〇参照）
三四五三　（一〇参照）
三四五四　（一〇参照）
三四五五　（一〇参照）
三四五六　（一〇参照）
三四五七　（一〇参照）
三四五八　（一〇参照）
三四五九　（一〇参照）
三四六〇　（一〇参照）
三四六一　（一〇参照）
三四六二　（一〇参照）
三四六三　（一〇参照）
三四六四　（一〇参照）
三四六五　（一〇参照）
三四六六　（一〇参照）
三四六七　（一〇参照）
三四六八　（一〇参照）
三四六九　（一〇参照）
三四七〇　（一〇参照）
三四七一　（一〇参照）
三四七二　（一〇参照）
三四七三　（一〇参照）
三四七四　（一〇参照）
三四七五　（一〇参照）
三四七六　（一〇参照）
三四七七　（一〇参照）
三四七八　（一〇参照）
三四七九　（一〇参照）
三四八〇　（一〇参照）
三四八一　（一〇参照）
三四八二　（一〇参照）
三四八三　（一〇参照）
三四八四　（一〇参照）
三四八五　（一〇参照）
三四八六　（一〇参照）
三四八七　（一〇参照）
三四八八　（一〇参照）
三四八九　（一〇参照）
三四九〇　（一〇参照）
三四九一　（一〇参照）
三四九二　（一〇参照）
三四九三　（一〇参照）
三四九四　（一〇参照）
三四九五　（一〇参照）
三四九六　（一〇参照）
三四九七　（一〇参照）
三四九八　（一〇参照）
三四九九　（一〇参照）
三五〇〇　（一〇参照）
三五〇一　（一〇参照）
三五〇二　（一〇参照）
三五〇三　（一〇参照）
三五〇四　（一〇参照）
三五〇五　（一〇参照）
三五〇六　（一〇参照）
三五〇七　（一〇参照）
三五〇八　（一〇参照）
三五〇九　（一〇参照）
三五一〇　（一〇参照）
三五一一　（一〇参照）
三五一二　（一〇参照）
三五一三　（一〇参照）
三五一四　（一〇参照）
三五一五　（一〇参照）
三五一六　（一〇参照）
三五一七　（一〇参照）
三五一八　（一〇参照）
三五一九　（一〇参照）
三五二〇　（一〇参照）
三五二一　（一〇参照）
三五二二　（一〇参照）
三五二三　（一〇参照）
三五二四　（一〇参照）
三五二五　（一〇参照）
三五二六　（一〇参照）
三五二七　（一〇参照）
三五二八　（一〇参照）
三五二九　（一〇参照）
三五三〇　（一〇参照）
三五三一　（一〇参照）
三五三二　（一〇参照）
三五三三　（一〇参照）
三五三四　（一〇参照）
三五三五　（一〇参照）
三五三六　（一〇参照）
三五三七　（一〇参照）
三五三八　（一〇参照）
三五三九　（一〇参照）
三五四〇　（一〇参照）
三五四一　（一〇参照）
三五四二　（一〇参照）
三五四三　（一〇参照）
三五四四　（一〇参照）
三五四五　（一〇参照）
三五四六　（一〇参照）
三五四七　（一〇参照）
三五四八　（一〇参照）
三五四九　（一〇参照）
三五五〇　（一〇参照）
三五五一　（一〇参照）
三五五二　（一〇参照）
三五五三　（一〇参照）
三五五四　（一〇参照）
三五五五　（一〇参照）
三五五六　（一〇参照）
三五五七　（一〇参照）
三五五八　（一〇参照）
三五五九　（一〇参照）
三五六〇　（一〇参照）
三五六一　（一〇参照）
三五六二　（一〇参照）
三五六三　（一〇参照）
三五六四　（一〇参照）
三五六五　（一〇参照）
三五六六　（一〇参照）
三五六七　（一〇参照）
三五六八　（一〇参照）
三五六九　（一〇参照）
三五七〇　（一〇参照）
三五七一　（一〇参照）
三五七二　（一〇参照）
三五七三　（一〇参照）
三五七四　（一〇参照）
三五七五　（一〇参照）
三五七六　（一〇参照）
三五七七　（一〇参照）
三五七八　（一〇参照）
三五七九　（一〇参照）
三五八〇　（一〇参照）
三五八一　（一〇参照）
三五八二　（一〇参照）
三五八三　（一〇参照）
三五八四　（一〇参照）
三五八五　（一〇参照）
三五八六　（一〇参照）
三五八七　（一〇参照）
三五八八　（一〇参照）
三五八九　（一〇参照）
三五九〇　（一〇参照）
三五九一　（一〇参照）
三五九二　（一〇参照）
三五九三　（一〇参照）
三五九四　（一〇参照）
三五九五　（一〇参照）
三五九六　（一〇参照）
三五九七　（一〇参照）
三五九八　（一〇参照）
三五九九　（一〇参照）
三六〇〇　（一〇参照）
三六〇一　（一〇参照）
三六〇二　（一〇参照）
三六〇三　（一〇参照）
三六〇四　（一〇参照）
三六〇五　（一〇参照）
三六〇六　（一〇参照）
三六〇七　（一〇参照）
三六〇八　（一〇参照）
三六〇九　（一〇参照）
三六一〇　（一〇参照）
三六一一　（一〇参照）
三六一二　（一〇参照）
三六一三　（一〇参照）
三六一四　（一〇参照）
三六一五　（一〇参照）
三六一六　（一〇参照）
三六一七　（一〇参照）
三六一八　（一〇参照）
三六一九　（一〇参照）
三六二〇　（一〇参照）
三六二一　（一〇参照）
三六二二　（一〇参照）
三六二三　（一〇参照）
三六二四　（一〇参照）
三六二五　（一〇参照）
三六二六　（一〇参照）
三六二七　（一〇参照）
三六二八　（一〇参照）
三六二九　（一〇参照）
三六三〇　（一〇参照）
三六三一　（一〇参照）
三六三二　（一〇参照）
三六三三　（一〇参照）
三六三四　（一〇参照）
三六三五　（一〇参照）
三六三六　（一〇参照）
三六三七　（一〇参照）
三六三八　（一〇参照）
三六三九　（一〇参照）
三六四〇　（一〇参照）
三六四一　（一〇参照）
三六四二　（一〇参照）
三六四三　（一〇参照）
三六四四　（一〇参照）
三六四五　（一〇参照）
三六四六　（一〇参照）
三六四七　（一〇参照）
三六四八　（一〇参照）
三六四九　（一〇参照）
三六五〇　（一〇参照）
三六五一　（一〇参照）
三六五二　（一〇参照）
三六五三　（一〇参照）
三六五四　（一〇参照）
三六五五　（一〇参照）
三六五六　（一〇参照）
三六五七　（一〇参照）
三六五八　（一〇参照）
三六五九　（一〇参照）
三六六〇　（一〇参照）
三六六一　（一〇参照）
三六六二　（一〇参照）
三六六三　（一〇参照）
三六六四　（一〇参照）
三六六五　（一〇参照）
三六六六　（一〇参照）
三六六七　（一〇参照）
三六六八　（一〇参照）
三六六九　（一〇参照）
三六七〇　（一〇参照）
三六七一　（一〇参照）
三六七二　（一〇参照）
三六七三　（一〇参照）
三六七四　（一〇参照）
三六七五　（一〇参照）
三六七六　（一〇参照）
三六七七　（一〇参照）
三六七八　（一〇参照）
三六七九　（一〇参照）
三六八〇　（一〇参照）
三六八一　（一〇参照）
三六八二　（一〇参照）
三六八三　（一〇参照）
三六八四　（一〇参照）
三六八五　（一〇参照）
三六八六　（一〇参照）
三六八七　（一〇参照）
三六八八　（一〇参照）
三六八九　（一〇参照）
三六九〇　（一〇参照）
三六九一　（一〇参照）
三六九二　（一〇参照）
三六九三　（一〇参照）
三六九四　（一〇参照）
三六九五　（一〇参照）
三六九六　（一〇参照）
三六九七　（一〇参照）
三六九八　（一〇参照）
三六九九　（一〇参照）
三七〇〇　（一〇参照）
三七〇一　（一〇参照）
三七〇二　（一〇参照）
三七〇三　（一〇参照）
三七〇四　（一〇参照）
三七〇五　（一〇参照）
三七〇六　（一〇参照）
三七〇七　（一〇参照）
三七〇八　（一〇参照）
三七〇九　（一〇参照）
三七一〇　（一〇参照）
三七一一　（一〇参照）
三七一二　（一〇参照）
三七一三　（一〇参照）
三七一四　（一〇参照）
三七一五　（一〇参照）
三七一六　（一〇参照）
三七一七　（一〇参照）
三七一八　（一〇参照）
三七一九　（一〇参照）
三七二〇　（一〇参照）
三七二一　（一〇参照）
三七二二　（一〇参照）
三七二三　（一〇参照）
三七二四　（一〇参照）
三七二五　（一〇参照）
三七二六　（一〇参照）
三七二七　（一〇参照）
三七二八　（一〇参照）
三七二九　（一〇参照）
三七三〇　（一〇参照）
三七三一　（一〇参照）
三七三二　（一〇参照）
三七三三　（一〇参照）
三七三四　（一〇参照）
三七三五　（一〇参照）
三七三六　（一〇参照）
三七三七　（一〇参照）
三七三八　（一〇参照）
三七三九　（一〇参照）
三七四〇　（一〇参照）
三七四一　（一〇参照）
三七四二　（一〇参照）
三七四三　（一〇参照）
三七四四　（一〇参照）
三七四五　（一〇参照）
三七四六　（一〇参照）
三七四七　（一〇参照）
三七四八　（一〇参照）
三七四九　（一〇参照）
三七五〇　（一〇参照）
三七五一　（一〇参照）
三七五二　（一〇参照）
三七五三　（一〇参照）
三七五四　（一〇参照）
三七五五　（一〇参照）
三七五六　（一〇参照）
三七五七　（一〇参照）
三七五八　（一〇参照）
三七五九　（一〇参照）
三七六〇　（一〇参照）
三七六一　（一〇参照）
三七六二　（一〇参照）
三七六三　（一〇参照）
三七六四　（一〇参照）
三七六五　（一〇参照）
三七六六　（一〇参照）
三七六七　（一〇参照）
三七六八　（一〇参照）
三七六九　（一〇参照）
三七七〇　（一〇参照）
三七七一　（一〇参照）
三七七二　（一〇参照）
三七七三　（一〇参照）
三七七四　（一〇参照）
三七七五　（一〇参照）
三七七六　（一〇参照）
三七七七　（一〇参照）
三七七八　（一〇参照）
三七七九　（一〇参照）
三七八〇　（一〇参照）
三七八一　（一〇参照）
三七八二　（一〇参照）
三七八三　（一〇参照）
三七八四　（一〇参照）
三七八五　（一〇参照）
三七八六　（一〇参照）
三七八七　（一〇参照）
三七八八　（一〇参照）
三七八九　（一〇参照）
三七九〇　（一〇参照）
三七九一　（一〇参照）
三七九二　（一〇参照）
三七九三　（一〇参照）
三七九四　（一〇参照）
三七九五　（一〇参照）
三七九六　（一〇参照）
三七九七　（一〇参照）
三七九八　（一〇参照）
三七九九　（一〇参照）
三八〇〇　（一〇参照）
三八〇一　（一〇参照）
三八〇二　（一〇参照）
三八〇三　（一〇参照）
三八〇四　（一〇参照）
三八〇五　（一〇参照）
三八〇六　（一〇参照）
三八〇七　（一〇参照）
三八〇八　（一〇参照）
三八〇九　（一〇参照）
三八一〇　（一〇参照）
三八一一　（一〇参照）
三八一二　（一〇参照）
三八一三　（一〇参照）
三八一四　（一〇参照）
三八一五　（一〇参照）
三八一六　（一〇参照）
三八一七　（一〇参照）
三八一八　（一〇参照）
三八一九　（一〇参照）
三八二〇　（一〇参照）
三八二一　（一〇参照）
三八二二　（一〇参照）
三八二三　（一〇参照）
三八二四　（一〇参照）
三八二五　（一〇参照）
三八二六　（一〇参照）
三八二七　（一〇参照）
三八二八　（一〇参照）
三八二九　（一〇参照）
三八三〇　（一〇参照）
三八三一　（一〇参照）
三八三二　（一〇参照）
三八三三　（一〇参照）
三八三四　（一〇参照）
三八三五　（一〇参照）
三八三六　（一〇参照）
三八三七　（一〇参照）
三八三八　（一〇参照）
三八三九　（一〇参照）
三八四〇　（一〇参照）
三八四一　（一〇参照）
三八四二　（一〇参照）
三八四三　（一〇参照）
三八四四　（一〇参照）
三八四五　（一〇参照）
三八四六　（一〇参照）
三八四七　（一〇参照）
三八四八　（一〇参照）
三八四九　（一〇参照）
三八五〇　（一〇参照）
三八五一　（一〇参照）
三八五二　（一〇参照）
三八五三　（一〇参照）
三八五四　（一〇参照）
三八五五　（一〇参照）
三八五六　（一〇参照）
三八五七　（一〇参照）
三八五八　（一〇参照）
三八五九　（一〇参照）
三八六〇　（一〇参照）
三八六一　（一〇参照）
三八六二　（一〇参照）
三八六三　（一〇参照）
三八六四　（一〇参照）
三八六五　（一〇参照）
三八六六　（一〇参照）
三八六七　（一〇参照）
三八六八　（一〇参照）
三八六九　（一〇参照）
三八七〇　（一〇参照）
三八七一　（一〇参照）
三八七二　（一〇参照）
三八七三　（一〇参照）
三八七四　（一〇参照）
三八七五　（一〇参照）
三八七六　（一〇参照）
三八七七　（一〇参照）
三八七八　（一〇参照）
三八七九　（一〇参照）
三八八〇　（一〇参照）
三八八一　（一〇参照）
三八八二　（一〇参照）
三八八三　（一〇参照）
三八八四　（一〇参照）
三八八五　（一〇参照）
三八八六　（一〇参照）
三八八七　（一〇参照）
三八八八　（一〇参照）
三八八九　（一〇参照）
三八九〇　（一〇参照）
三八九一　（一〇参照）
三八九二　（一〇参照）
三八九三　（一〇参照）
三八九四　（一〇参照）
三八九五　（一〇参照）
三八九六　（一〇参照）
三八九七　（一〇参照）
三八九八　（一〇参照）
三八九九　（一〇参照）
三九〇〇　（一〇参照）
三九〇一　（一〇参照）
三九〇二　（一〇参照）
三九〇三　（一〇参照）
三九〇四　（一〇参照）
三九〇五　（一〇参照）
三九〇六　（一〇参照）
三九〇七　（一〇参照）
三九〇八　（一〇参照）
三九〇九　（一〇参照）
三九一〇　（一〇参照）
三九一一　（一〇参照）
三九一二　（一〇参照）
三九一三　（一〇参照）
三九一四　（一〇参照）
三九一五　（一〇参照）
三九一六　（一〇参照）
三九一七　（一〇参照）
三九一八　（一〇参照）
三九一九　（一〇参照）
三九二〇　（一〇参照）
三九二一　（一〇参照）
三九二二　（一〇参照）
三九二三　（一〇参照）
三九二四　（一〇参照）
三九二五　（一〇参照）
三九二六　（一〇参照）
三九二七　（一〇参照）
三九二八　（一〇参照）
三九二九　（一〇参照）
三九三〇　（一〇参照）
三九三一　（一〇参照）
三九三二　（一〇参照）
三九三三　（一〇参照）
三九三四　（一〇参照）
三九三五　（一〇参照）
三九三六　（一〇参照）
三九三七　（一〇参照）
三九三八　（一〇参照）
三九三九　（一〇参照）
三九四〇　（一〇参照）
三九四一　（一〇参照）
三九四二　（一〇参照）
三九四三　（一〇参照）
三九四四　（一〇参照）
三九四五　（一〇参照）
三九四六　（一〇参照）
三九四七　（一〇参照）
三九四八　（一〇参照）
三九四九　（一〇参照）
三九五〇　（一〇参照）
三九五一　（一〇参照）
三九五二　（一〇参照）
三九五三　（一〇参照）
三九五四　（一〇参照）
三九五五　（一〇参照）
三九五六　（一〇参照）
三九五七　（一〇参照）
三九五八　（一〇参照）
三九五九　（一〇参照）
三九六〇　（一〇参照）
三九六一　（一〇参照）
三九六二　（一〇参照）
三九六三　（一〇参照）
三九六四　（一〇参照）
三九六五　（一〇参照）
三九六六　（一〇参照）
三九六七　（一〇参照）
三九六八　（一〇参照）
三九六九　（一〇参照）
三九七〇　（一〇参照）
三九七一　（一〇参照）
三九七二　（一〇参照）
三九七三　（一〇参照）
三九七四　（一〇参照）
三九七五　（一〇参照）
三九七六　（一〇参照）
三九七七　（一〇参照）
三九七八　（一〇参照）
三九七九　（一〇参照）
三九八〇　（一〇参照）
三九八一　（一〇参照）
三九八二　（一〇参照）
三九八三　（一〇参照）
三九八四　（一〇参照）
三九八五　（一〇参照）
三九八六　（一〇参照）
三九八七　（一〇参照）
三九八八　（一〇参照）
三九八九　（一〇参照）
三九九〇　（一〇参照）
三九九一　（一〇参照）
三九九二　（一〇参照）
三九九三　（一〇参照）
三九九四　（一〇参照）
三九九五　（一〇参照）
三九九六　（一〇参照）
三九九七　（一〇参照）
三九九八　（一〇参照）
三九九九　（一〇参照）
四〇〇〇　（一〇参照）
四〇〇一　（一〇参照）
四〇〇二　（一〇参照）
四〇〇三　（一〇参照）
四〇〇四　（一〇参照）
四〇〇五　（一〇参照）
四〇〇六　（一〇参照）
四〇〇七　（一〇参照）
四〇〇八　（一〇参照）
四〇〇九　（一〇参照）
四〇一〇　（一〇参照）
四〇一一　（一〇参照）
四〇一二　（一〇参照）
四〇一三　（一〇参照）
四〇一四　（一〇参照）
四〇一五　（一〇参照）
四〇一六　（一〇参照）
四〇一七　（一〇参照）
四〇一八　（一〇参照）
四〇一九　（一〇参照）
四〇二〇　（一〇参照）
四〇二一　（一〇参照）
四〇二二　（一〇参照）
四〇二三　（一〇参照）
四〇二四　（一〇参照）
四〇二五　（一〇参照）
四〇二六　（一〇参照）
四〇二七　（一〇参照）
四〇二八　（一〇参照）
四〇二九　（一〇参照）
四〇三〇　（一〇参照）
四〇三一　（一〇参照）
四〇三二　（一〇参照）
四〇三三　（一〇参照）
四〇三四　（一〇参照）
四〇三五　（一〇参照）
四〇三六　（一〇参照）
四〇三七　（一〇参照）
四〇三八　（一〇参照）
四〇三九　（一〇参照）
四〇四〇　（一〇参照）
四〇四一　（一〇参照）
四〇四二　（一〇参照）
四〇四三　（一〇参照）
四〇四四　（一〇参照）
四〇四五　（一〇参照）
四〇四六　（一〇参照）
四〇四七　（一〇参照）
四〇四八　（一〇参照）
四〇四九　（一〇参照）
四〇五〇　（一〇参照）
四〇五一　（一〇参照）
四〇五二　（一〇参照）
四〇五三　（一〇参照）
四〇五四　（一〇参照）
四〇五五　（一〇参照）
四〇五六　（一〇参照）
四〇五七　（一〇参照）
四〇五八　（一〇参照）
四〇五九　（一〇参照）
四〇六〇　（一〇参照）
四〇六一　（一〇参照）
四〇六二　（一〇参照）
四〇六三　（一〇参照）
四〇六四　（一〇参照）
四〇六五　（一〇参照）
四〇六六　（一〇参照）
四〇六七　（一〇参照）
四〇六八　（一〇参照）
四〇六九　（一〇参照）
四〇七〇　（一〇参照）
四〇七一　（一〇参照）
四〇七二　（一〇参照）
四〇七三　（一〇参照）
四〇七四　（一〇参照）
四〇七五　（一〇参照）
四〇七六　（一〇参照）
四〇七七　（一〇参照）
四〇七八　（一〇参照）
四〇七九　（一〇参照）
四〇八〇　（一〇参照）
四〇八一　（一〇参照）
四〇八二　（一〇参照）
四〇八三　（一〇参照）
四〇八四　（一〇参照）
四〇八五　（一〇参照）
四〇八六　（一〇参照）
四〇八七　（一〇参照）
四〇八八　（一〇参照）
四〇八九　（一〇参照）
四〇九〇　（一〇参照）
四〇九一　（一〇参照）
四〇九二　（一〇参照）
四〇九三　（一〇参照）
四〇九四　（一〇参照）
四〇九五　（一〇参照）
四〇九六　（一〇参照）
四〇九七　（一〇参照）
四〇九八　（一〇参照）
四〇九九　（一〇参照）
四一〇〇　（一〇参照）
四一〇一　（一〇参照）
四一〇二　（一〇参照）
四一〇三　（一〇参照）
四一〇四　（一〇参照）
四一〇五　（一〇参照）
四一〇六　（一〇参照）
四一〇七　（一〇参照）
四一〇八　（一〇参照）
四一〇九　（一〇参照）
四一一〇　（一〇参照）
四一一一　（一〇参照）
四一一二　（一〇参照）
四一一三　（一〇参照）
四一一四　（一〇参照）
四一一五　（一〇参照）
四一一六　（一〇参照）
四一一七　（一〇参照）
四一一八　（一〇参照）
四一一九　（一〇参照）
四一二〇　（一〇参照）
四一二一　（一〇参照）
四一二二　（一〇参照）
四一二三　（一〇参照）
四一二四　（一〇参照）
四一二五　（一〇参照）
四一二六　（一〇参照）
四一二七　（一〇参照）
四一二八　（一〇参照）
四一二九　（一〇参照）
四一三〇　（一〇参照）
四一三一　（一〇参照）
四一三二　（一〇参照）
四一三三　（一〇参照）
四一三四　（一〇参照）
四一三五　（一〇参照）
四一三六　（一〇参照）
四一三七　（一〇参照）
四一三八　（一〇参照）
四一三九　（一〇参照）
四一四〇　（一〇参照）
四一四一　（一〇参照）
四一四二　（一〇参照）
四一四三　（一〇参照）
四一四四　（一〇参照）
四一四五　（一〇参照）
四一四六　（一〇参照）
四一四七　（一〇参照）
四一四八　（一〇参照）
四一四九　（一〇参照）
四一五〇　（一〇参照）
四一五一　（一〇参照）
四一五二　（一〇参照）
四一五三　（一〇参照）
四一五四　（一〇参照）
四一五五　（一〇参照）
四一五六　（一〇参照）
四一五七　（一〇参照）
四一五八　（一〇参照）
四一五九　（一〇参照）
四一六〇　（一〇参照）
四一六一　（一〇参照）
四一六二　（一〇参照）
四一六三　（一〇参照）
四一六四　（一〇参照）
四一六五　（一〇参照）
四一六六　（一〇参照）
四一六七　（一〇参照）
四一六八　（一〇参照）
四一六九　（一〇参照）
四一七〇　（一〇参照）
四一七一　（一〇参照）
四一七二　（一〇参照）
四一七三　（一〇参照）
四一七四　（一〇参照）
四一七五　（一〇参照）
四一七六　（一〇参照）
四一七七　（一〇参照）

昭27. 1.

		日	号外	頁
七	電話交換業務開始（三鴨郵便局等）	一		一九
八	電話交換業務廃止（興野郵便局等）	一		一九
一〇	〃（下山田郵便局）	一		一九
二六	〃（三池郵便局）	二五		三五七
二九	〃（唐松郵便局）	一九		四三一
九	電報電話局改称（上山田）（八参照）	一		一九
一〇	（四参照）			
一一	電報配達事務開始（柴山郵便局）	一六		一九四
一二	電報受付事務開始（亀代郵便局等）	一六		一九四
一四	電報受付及び配達事務開始（熊本南健軍郵便局）	一六		一九四
一五	電報配達事務廃止（秋津郵便局）	一六		一九四
一六	国際電報及び内国欧文電報の受付及び配達事務開始（入道崎郵便局等）	一六		一九四
一七	慶弔電報規則による文例	一七		二一一
一八	電気通信省所管の自動車に関する登録の申請人としての職員指定	一八		二四八
一九	無線中継所改称（長崎）	一八		二四八
二〇	電報局分室の取扱事務休止（札幌電報局北海道電気通信局内分室）	一九		二七一
二一	電話通話事務開始（秋津郵便局等）	一九		二七一
二二	〃（原町郵便局等）	二三		三三五
二三	電話交換業務及び通話事務開始（坂本郵便局）	一九		二七一
二四	（一参照）			
二五	船舶託送発受所廃止（第二徳宝丸等）	三		三〇六
二六	（二一参照）			
二七	（八参照）			
二七	即時通話区間及び準即時通話区間の件の一部改正	二六		三八七
二八	（四参照）			
二九	（八参照）			
三〇	電報局分室廃止（赤坂電報局青山分室）	三一		四八二
三一	内国和文電報の受付事務開始（青山南町郵便局）	三一		四八二
	建設省			
一	千葉特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定	一七		二三三
二	千葉特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	一七		二三三
三	松戸都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	一七		二三三
四	東金都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度決定	一七		二三三
五	勝浦都市計画中島土地区画整理決定	一七		二三三
六	市川都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	一七		二三三
七	二六年一一月分建築物及び住宅動態統計の集計結果	一八		二四八
八	直方都市計画公園及び同事業並びにその執行年度決定	二		二八九
九	稲築都市計画同右	二		二八九
一〇	中間都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定	二		二八九
一一	中間都市計画公園及び同事業並びにその執行年度決定	二		二八九
一二	福島都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定	二		二八九
一三	八屋都市計画同右	二		二八九
一四	小倉都市計画街路事業及びその執行年度割決定	二		二八九
一五	二日市都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定	二		二八九
一六	堺特別都市計画土地区画整理並びに同事業及びその執行年度割変更	三		三〇六
一七	福岡都市計画街路及び同事業並びにその執行年度割決定	三		三〇六
一八	香椎都市計画街路決定	三		三〇七
一九	小倉都市計画街路中変更	三		三〇七
二〇	戸畑都市計画同右	三		三〇七
二一	八幡特別都市計画公園事業及びその執行年度決定	三		三〇七
二二	戸畑都市計画用途地域変更並びに地区指定及び準防火地域変更の件決定	三		三〇七
二三	大牟田特別都市計画緑地地域変更	三		三〇七
二四	大牟田都市計画地域変更	三		三〇七
二五	大牟田都市計画準防火地域変更	三		三〇七
二六	銚子特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三		三〇七
二七	横須賀都市計画久里浜臨港地帯土地区画整理を横須賀市において施行することの命令	三		三〇七
二八	釧路都市計画第二土地区画整理を釧路市において同右	六		三八七
二九	高萩都市計画土地区画整理事業の完了期限改正	六		三八七
三〇	日立特別都市計画事業土地区画整理の同右	六		三八七
三一	水戸特別都市計画事業土地区画整理の同右	六		三八七
三二	那珂湊都市計画土地区画整理事業の同右	六		三八七
三三	幕別都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定	六		三八七
三四	小山都市計画城山土地区画整理決定	六		三八七
三五	上田都市計画用途地域追加	六		四三
三六	上田都市計画準防火地域指定	六		四三
三七	中野都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定	六		四三
三八	軽井沢都市計画土地区画整理決定	六		四三
三九	伊那都市計画街路変更追加	六		四三
四〇	九子都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定	六		四三
四一	大阪復興都市計画街路追加	六		四三
四二	布施都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	六		四三
四三	八尾都市計画公園追加変更並びに同事業及びその執行年度割決定	六		四三
四四	八尾都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	六		四三
四五	豊中都市計画街路事業及びその執行年度決定	六		四三
四六	枚方都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割決定	六		四三
四七	都市計画法により指定（岐阜県大井町）	六		四三
四八	〃（北海道雄武町）	六		四三
一〇五	〃（茨城県潮来町）	六		四三
四九	都市計画区域指定（北海道雄武）	六		四三

		日	号外	頁
八〇	〃（和歌山県御坊）	六		四三一
一〇六	〃（茨城県潮来）	六		四三一
五〇	札幌都市計画垣路事業の執行年度割変更	六		四三二
五一	小樽都市計画街路事業及びその執行年度割決定	六		四三二
五二	帯広都市計画街路事業及びその執行年度決定	六		四三二
五三	根室特別都市計画街路中変更	六		四三二
五四	旭川都市計画街路変更	六		四三二
五五	留萌都市計画土地区画整理決定	六		四三二
五六	余市都市計画運動場並びに同事業及びその執行年度割決定	六		四三二
五七	北見都市計画公園並びに同右	六		四三二
五八	勝田都市計画土地区画整理事業の完了期限改正	六		四三三
五九	砂防工事施行（長野県）	六		四三一
六〇	〃（新潟県）	六		四三一
六一	砂防法により一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（愛知県）	九		四三一
六九	〃（愛媛県）	九		四三〇
六二	砂防設備を要する土地指定（群馬県）	九		四三一
六五	〃（同）	九		四四九
六六	〃（同）	九		四三〇
六七	〃（香川県）	九		四三〇
六三	砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（群馬県）	九		四三三
六四	〃（同）	九		四四七
六五―（六二参照）				
六七				
六八	砂防設備を要する土地を指定し砂防工事施行（神奈川県）	三〇		四四〇
六九	（六一参照）			
七〇	守口都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度決定	三〇		四三〇
七一	堺都市計画水利施設並びに同右	三〇		四三一
七二	豊中都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
七三	泉大津都市計画街路追加、変更廃止並びに同右	三〇		四三一
七四	堺特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三〇		四三一
七五	大阪特別都市計画公園決定	三〇		四三一
七六	泉佐野都市計画街路事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
七七	茨木都市計画街路変更追加並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
七八	池田都市計画街路追加並びに同右	三〇		四三一
七九	白浜都市計画街路事業及びその執行年度決定	三〇		四三一
八〇	（四九参照）			
八一	高野口都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
八二	新宮都市計画街路事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
八三	和歌山特別都市計画公園事業及び同右	三〇		四三一
八四	和歌山特別都市計画街路事業及び同右	三〇		四三一
八五	川崎特別都市計画街路事業並びにその執行年度決定	三〇		四三一
八六	（四九参照）			
八七	同右事業の執行行政庁指定	三〇		四三一
八八	藤沢都市計画街路事業並びにその執行年度決定	三〇		四三一
八九	同右事業の執行行政庁指定	三〇		四三一
九〇	小田原都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
九一	横須賀都市計画街路変更並びに同右	三〇		四三一
九二	横浜特別都市計画街路事業並びにその執行年度割決定	三〇		四三一
九三	同右事業の執行行政庁指定	三〇		四三一
九四	厚木都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
九五	三崎都市計画街路事業及びその執行年度割中変更	三〇		四三一
九六	横浜特別都市計画地域変更	三〇		四三一
九七	秦野都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
九八	同右事業の執行行政庁指定	三〇		四三一
九九	横浜都市計画緑地事業並びにその執行年度割決定	三〇		四三一
一〇〇	同右事業の執行行政庁指定	三〇		四三一
一〇一	茅ヶ崎都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
一〇二	横浜特別都市計画街路並びに同右	三〇		四三一
一〇三	三崎都市計画風致地区追加	三〇		四三一
一〇四	秦野都市計画地域決定	三〇		四三一
一〇五	（四八参照）			
一〇六	（四九参照）			
一〇七	鎌倉都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三〇		四三一
一〇八	横浜都市計画同右	三〇		四三一
一〇九	川崎都市計画水利施設追加廃止並びに同事業及びその執行年度割決定	三〇		四三一
一一〇	藤沢生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度割中変更	三〇		四三一
	神奈川県			
保解一	保安林解除	一八		二三〇
	愛知県教育委員会			
史指一	史跡仮指定	八		四三
	三重県			
保解一	保安林解除	八		四三
保解二	〃	八		四三
	鳥根県			
保解一	保安林解除	八		四四
保解二	〃	一四		一六九
	訓令			
	農林省			
一	森林計画編成規程の一部改正	六		四三
	国会事項			
	開会式	三		一
	衆議院			
	拝謁	三		一四
	公聴会告示（昭和二七年度総予算について）	三		四八二
	選任通知	三		三五
	同意通知	三		四八二
	報告書受領	六		四一四
	政府委員承認	六		三六八
	〃	六		四一四
	〃	六		四五一
	〃	一〇		四八二
	〃	一一		四三四
	〃	一一		四三一
	〃	一四		四三四
	〃	一五		三六八
	〃	一六		三六八
	〃	一九		四一四

目録

◉要求書受領　二六　四四
◉議案送付書　三二　四六
◉議事日程　三三　四三
◉〃〃〃　三五　四五
◉議員死去（中島守利）　三〇　四三

○参議院

◉議事日程　三六　四六
◉〃〃〃〃〃〃　三六　四四
◉議案提出　三六　四四
◉〃〃〃〃〃〃　三五　四五
◉議案受領（予備審査）　三五　四五
◉〃〃〃〃〃〃　三六　四六
◉議案付託（予備審査）　三六　四四
◉〃〃〃〃〃〃　三五　四五
◉議案付託　三五　四五
◉〃〃〃〃〃〃　三六　四四
◉〃〃〃〃〃〃　三六　四四
◉〃〃〃〃〃〃　三六　四四